

令和 6 年 9 月 11 日

第 3 回 多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年9月11日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長補佐	香川 馨一

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。

よろしくお願い致します。ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番、大平 恭大 君・10番、古川 幸義 君にお願いをしておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。7番、中野 一郎でございます。

今年の夏は皆さん暑かったですよね。まだ暑いですが、皆さん今年の夏、卵が小さくなったことに気づかれていますか。

これは香川県だけの現象ではなく、日本全国に起こっています。これは鶏が、この暑さで餌を食べなくなっているためなんです。

これだけ猛暑が続くと、我々が生産している稲にとっても高温障害というのが出てきます。高温障害が出ると、硬くて割れやすい米になる可能性が出てきます。

米の値段も今は上がっている訳ですけども、それだけではなく、今年はカメムシが異常発生しています。

カメムシは、この緑色のカメムシと、この茶色のカメムシですね。この2種類があるんですけども、大体大きさは5ミリから1センチぐらい。

こんなに大きいのはいません。8月18日の四国新聞にもカメムシが例年の10倍、県内大量発生続くとの記事が掲載されていました。

これは今まで1匹いたカメムシが、10匹もいる訳です。これはすごい数です。

カメムシは野菜もお米も何でも食べます。被害を受けると大変です。

もうすぐ稲刈りが始まりますけれども、今年も豊作でおいしいお米がとれるように今

からカメムシの防除とか、水の管理を行っていきたいと思います。

それでは質問に入らせて頂きます。質問は次の3点です。

1 番目、産官学の連携について、2 番目、特定保健指導実施率、修了者率の向上について、3 番目、私債権管理条例制定後の債権回収について、以上3点でございます。

それでは、まず1 番目の産官学の連携についての質問をさせていただきます。

産官学の連携について、今まで何回か質問しておりますが、直近の連携状況についてお伺いします。

また、4 月に産業課長と産官学の連携の進展について話をしている中で、中学生版就活説明会の実施を考えている旨、話をお聞きしました。

その事も含めて3 点ほどお伺い致します。

まず1 番目、多度津高校等との産官学連携の最新情報についてお伺いします。

令和6 年6 月 14 日の四国新聞に「成長不良魚レトルトに」の見出しで、県が開発し、4 月から本格的な出荷が始まった養殖魚「オリーブサーモン」の成長不良魚を有効活用しようと多度津高校の海洋生産科食品科学コースの生徒が6 月 11 日、同校で加工食品の試作を行った。

高温高圧処理で骨まで軟らかくし、常温で長期保存も可能にした点が特徴。今後は秋の文化祭で販売し、好評なら商品化の道を探っていく。と記載されていました。

また、令和6 年8 月 21 日の四国新聞では、多度津高開発レトルト食品「ハマちゃん」商品化の見出しで、ハマチの三枚におろした際に廃棄されていた中骨部分を有効活用しようと高温高圧処理して骨まで食べられるように、照焼き風に味付けしたものを坂出の食品メーカーからの依頼で開発しました。

商品は高松空港始め、高松、丸亀、多度津等のＪＲ各駅、県内の高速道路サービスエリアなどで順次発売すると掲載されていました。

多度津高校海洋生産科は 2024 年度公立学校志願状況では倍率 1.94 倍で県下1 位です。本町は一番身近な学校であり、もっと地元の高校と連携しなければならないと思います。

ということで最初に戻って、多度津高校等との連携の最新状況についてお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

中野議員の多度津高校等との産官学連携の最新情報についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津高校をはじめとする教育機関との連携を重要な施策と位置付けています。特に多度津高校とは、平成25年に包括連携協定を締結し、以後、様々な分野で地域振興や人材育成に注力してきました。

本町においては、近年、農業被害が増加傾向にあるイノシシへの対策として、令和2 年にイノシシの箱ワナの作成を依頼し、令和2 年から5 年にかけて合計8 基の箱ワ

ナが完成しました。この箱ワナは従来のものより強度が上がっており、より安全で使いやすいものとなりました。現在も高見島をはじめ町内で稼働しています。

令和3年には害獣として捕獲されたイノシシの有効利用のため、イノシシ肉を使った「ジビエ缶詰」の開発を行い、オリーブの塩漬けを添えたものやカレー味、塩コショウ焼きといった6種類の缶詰が作られました。

また、高い栄養価を誇り、奇跡の野菜ともいわれる「ビーツ」の商品開発にも関わって頂き、パン、アイスクリームに加え、シチューやボルシチ等の缶詰に加工して頂きました。

今年度は、最近、出没の頻度が増えている「アライグマ」の箱ワナの作成を依頼しており、今年度中の完成を予定しております。

議員のおっしゃるとおり、多度津高校は本町で最も身近な高校であることから、さらに様々な分野において連携を深め、地域の課題解決や活性化を目指していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。アライグマの箱ワナについては、製作途中ということで、これは期待しています。

南鳴でも今年になって、アライグマの目撃情報が何回もあり、今あるアライグマの捕獲の箱ワナをお借りして、今設置しておりますが、今のところ猫が2匹捕まっただけなんですけれども、この新たに完成されたアライグマの箱ワナっていうのを期待しております。また、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。2番目、中学生版就活説明会の実施についてです。丸亀市では、令和5年9月から10月にかけて延べ5日間、アイレックスホールや丸亀市民体育館で市内全中学生に地元企業の魅力を知ってもらいたい、将来、地元丸亀での就労・定住増加につなげることを目的に「地元企業PR事業」を行いました。

企業の協力を頂き、会場内に企業別ブースを設け、数名の生徒グループが各ブースを訪問し、企業担当者の方から企業特徴や魅力、仕事内容などの説明を受けました。

ちょっと画像確認します。これは、丸亀市の体育館とアイレックスの2箇所行ったんで、こういう状況ともう一つあります。これですね。こういう感じで説明会が開催されていましたが、このような丸亀で行ったような説明会の実施を予定しているのか伺います。

産業課長（植松 肇）

中野議員の中学生版就活説明会の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、慢性的な人手不足が社会問題となっている中、本町においても、あらゆる業種で働き手の確保が大きな課題となっています。

働き手不足の要因の一つとして、就職を希望する地元の方々が「地元企業のことをよく知らない」ということが挙げられます。

また、令和5年8月の「たどつ子ども議会」において、小・中学生より「町内の企業や職業を知らないの、知る機会がほしい」という意見も頂いています。

そのため、町内の子ども達が町内企業を知る機会を作ることが出来ないか多度津商工会議所及び教育総務課と協議を重ね、昨年10月に先進事例である丸亀市の地元企業PR事業に、産業課と教育総務課の職員、及び多度津中学校の教員の方々と共同で視察しました。

視察後、多度津中学校より「本町においても企業PR事業をぜひ実施して欲しい」との強いご要望を頂き、多度津商工会議所より町内の主要企業へ開催の意向を確認したところ、非常に前向きなご意見を多数頂いたことから、今年10月29日に開催することを決定し、主催、多度津町及び多度津町教育委員会、共催は多度津商工会議所で「第1回たどつの企業大集合 in 多中 ーみつけよう！あなたの推し企業ー」と題し、実施することとしました。

現在、製造業、薬局、福祉、歯科医院、サービス業など、様々な業種の21事業者から参加申込みがあり、大手企業から中小企業まで多くの事業者からご協力を頂き、10月29日の開催に向けて、準備を進めています。

本町としましては、地元企業の振興はもとより、この事業を通じ、地元企業の魅力を町内の中学生に知ってもらうことで、将来、子ども達の就職先となることを期待しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次にこの「企業版PR事業」（中学生版就活説明会）の実施により、町内中学生の将来に及ぼす影響などについて教育長にお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の企業版PR事業の実施による町内中学生の将来に及ぼす影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

企業版PR事業を行うことは、現在、各校で取り組まれているキャリア教育に関わる教育活動として有効であると考えられます。具体的には身近な企業を通して、勤労観・職業観の熟成や今後の進学等の進路選択の一助になると考えられます。

また、例年、秋に中学2年生が職場体験学習を行っていますが、本事業を実施することにより、町内の企業をよく知ることが出来るとともに職場体験学習で町内の企業を希望する生徒が増えると考えられます。中学校では、次年度に職場体験学習を実施する際には、企業版PR事業の後に希望をとり、職場体験学習を行うという流れにしたいと考えています。その結果、町内の企業で職場体験を行う生徒が増え、将来、本町で就職しようという生徒が増えることを期待しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。多度津高校や地元の企業と連携することによって新たな

雇用の創生や新たな産業の創生、ひいては地域の活性化に繋げていってもらいたいと思います。

また、中学生版の就活説明会は、成功し、今後に繋がっていくことを願っています。よろしくお願いします。

それでは次に、2番目の質問です。特定保健指導実施率（終了者率）の向上についてお伺いします。

令和4年3月定例会で特定健康診査の受診率の向上対策について私が一般質問しました。そこで、特定保健指導の取組についての回答も頂きました。今回は特定保健指導実施率（終了者率）が近隣の他の市町に比べて低いのでその向上施策についてお伺いします。

平成20年4月から40歳以上75歳未満の方を対象に特定健診・特定保健指導が行われています。近年、増加している糖尿病や高血圧症などの生活習慣病になる前に健康管理に気を配り、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善しようという取組です。

特定健診は、健診の対象となる方が加入している医療保険者が主体となって行っています。従って、国民健康保険（国保）に加入されている方は市区町村国保から、国民健康保険組合に加入されている方は国保組合から、受診の方法などがお知らせされます。

メタボリックシンドロームとは内臓脂肪型肥満の方が、軽症でも高血圧、脂質異常症、高血糖の危険因子を2つ以上持っている状態を言います。

メタボリックシンドロームの状態になると動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中などの重大な病気や糖尿病性腎症等の合併症に繋がります。

特定保健指導は、メタボリックシンドロームとリスク要因数に応じて「動機付け支援」と「積極的支援」の2つのタイプに分かれます。

「動機付け支援」は、内臓脂肪型肥満（腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上）でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が1つ、内臓脂肪型肥満でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が1～2つの方を対象に実施されている保健指導です。医師や保健師などの専門家が、対象者に生活習慣を改善するきっかけを提供するものであり、支援は原則1回の面接支援のみとされています。

「積極的支援」は、内臓脂肪型肥満（腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上）でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が2つ以上、内臓脂肪型肥満（腹囲：男性85cm未満、女性90cm未満かつBMI：25以上）でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が3つ以上の方を対象に実施される保健指導です。医師や保健師などの専門家が生活習慣の改善に向けて長期的かつ継続的にサポートを行います。

ただし、前期高齢者（65歳以上75歳未満）は積極的支援の対象になった場合でも動機付け支援を実施します。

また、2年連続して積極的支援に該当しても、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当とすることが可能です。特定健診・特定保健指導の年度別推移・他市町との比較について説明します。

多度津町の特定健康診査受診率は、令和2年度で、ここに出ております上側のところ38.8%。令和3年度42.5%、令和4年度42.8%であり、40%前後です。

一方、特定保健指導者、修了者率。これの令和4年度を見ると、多度津のずっと右の方を見ると、特定健康診査受診率は全国平均37.5%香川県平均43.9%に対して、多度津町は42.8%であり、他の市町に比べて決して低いことはないんです。

この審査を受ける率については、一方特定保健指導実施率は、全国平均このところですね、26.5というのが全国平均。香川県平均というのがその上の28.6%、近隣の琴平町46.1%、綾川町49.6%に対して多度津町は13.9%、これですね。多度津をずっとこう行くと。この13.9%が多度津町なんです。この13.9%というのは非常に低くて、よその半分以下の数値となっています。

香川県内市町の中では1番低い数値に、この令和4年度の数値としては、なっています。

そこで次の4点についてお伺いします。まず1点目、特定保健指導において、家庭訪問は義務付けられていません。面談は対面若しくは通信機器を用いて実施されます。生活習慣の改善状況の確認についても電話やファクスなどで行われます。

ただし、特定保健指導対象者の健診結果については、家庭訪問か保健センターにて、原則手渡しで返却するとしているケースもあります。

結果を直接返却することで、結果の説明や改善ポイントについて詳しく説明するためです。そこで義務付けられてはいませんが、家庭訪問を実施出来ないかお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の特定保健指導の家庭訪問を実施出来ないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、特定健診の結果は、基本的に受診した医療機関より本人に結果を説明することで通知をしています。また、特定保健指導は、特定健診を受診して2箇月後、香川県国民健康保険団体連合会から町に結果報告があり、それに基づいて対象者に委託している町外の医療機関での保健指導の実施案内をしています。

今年度新たに採用した会計年度任用職員の看護師が、保健指導をするために必要な研修を受講しましたので、町外の医療機関に行けない方は役場や家庭訪問でも実施出来る体制が整いました。今後は、保健指導を受けていない方への再アプローチの実施や対象者の状況に応じた指導場所を検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

特定保健指導では、必ずしも基準に該当する者全員に保健指導を行う必要はあり

ません。例えば毎年保健指導を実施しているものの改善が見られない方や保健指導を受けることに消極的な方については、優先度を低くすることが可能です。

保健財源は限られているため、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待出来る対象者を明確にし、優先度をつけて指導勧奨してはどうかと思いますが、考えをお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の特定保健指導について優先度をつけて指導勧奨してはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、必ずしも基準に該当する方全員に保健指導を行う必要はなく、今後、特定健診時の問診において「改善したい」という意欲的な回答があった方など、生活改善により効果が大きく期待出来る対象者を抽出し、保健指導に繋がるよう優先的に勧奨します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に行きます。特定保健指導には委託と直営があります。委託は病院等に委託する方法です。直営は本町の保健師等が保健指導を行う方法です。

特定保健指導率を飛躍的に向上させた市町の成功事例として取り上げられているのが特定健診の結果説明会を開催したり、医療機関からの特定健診受診者情報の提供を受けていることなどです。

また、説明会場での個別の面談を行っているところもあります。色々な方法があると思いますが、高齢者保険課と健康福祉課が連携し、取り組めば本町でも可能であると思うので、検討出来ないかお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の高齢者保険課と健康福祉課が連携し取り組めないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における特定保健指導は、本課が特定健診の受診結果に基づき指導対象者に通知し、委託している医療機関において実施しています。

一方、健康福祉課は、健康づくりに関心のある方を対象に健康づくりセミナー等で、町保健師による「検査値から分かること」と題した講習会や医師や健康運動指導士などの専門職による病態別講習会や運動教室、個別指導を行っています。

今後は、議員のおっしゃるとおり健康福祉課と連携し、委託医療機関の保健指導と町が実施する健康教室や個別指導、家庭訪問を組み合わせた支援をし、特定保健指導の利用者率や終了者率の向上に努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

丸尾町長はかつて特定保健指導を受けたことがありますか。町長が不健康であると町まで不健康になりかねません。健康でバイタリティ溢れる町長であって頂きたいので、特定保健指導の町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の特定保健指導の町長の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。
私は健康を維持するため、日頃から散歩をしたり小まめに体を動かしたり、食生活や睡眠に気を配ったりしております。現在も体調も万全ですが、過去には特定保健指導を受けたことがあります。

この時は、特定保健指導が始まって最初の頃だったと思いますが、その時は、多度津町の保健師の方が4つの校区に分かれている。担当が分かれておりますけども、4つの校区の保健師の方それぞれが一生懸命、町民の健康について考えてくれ、そしてアドバイスをしてくれました。

実際に私の場合、その専門の保健師の方からの実際に専門の方からのアドバイスを受けて自分の健康状態に気づき、生活習慣の見直しが出来ましたので、特定保健指導の大切さを実感しています。町民の皆様にも生活習慣病を予防し、いつまでも若々しく元気で暮らして頂きたいと願っています。そのためにも、今まで以上に多くの方が特定保健指導を受けて頂けるよう、特定保健指導率の向上だけでなく、指導の内容の充実にも努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長が常に健康に留意して頂いているということで、安心しました。町内に健康な人が増えれば、医療費の削減にも繋がってくると思いますので、今後とも地道な対応が必要だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次に3つ目の質問に入ります。私債権管理条例制定後の債権回収についてです。

令和2年度に「多度津町の私債権の管理に関する条例」及び「多度津町の私債権の管理に関する条例施行規則」が制定施行されました。

条例第8条には私債権を放棄できる場合について明記されています。破産や死亡・行方不明など8項目が記載されています。

債権放棄については、議会に報告しなければならないことについて条例第8条第1項で定められており、今までに3回ほど報告されています。詳細は次のとおりです。

令和4年6月定例会では、町営住宅使用料254万5,800円、9件。駐車場使用料10万2,000円、3件を多度津町私債権の管理に関する条例第8条第1項第3号及び第7号の規定により、令和4年3月18日付で債権放棄しました。

令和5年6月定例会では、町営住宅使用料61万3,900円を多度津町私債権の管理に関する条例第8条第1項第2号及の規定により、令和5年3月17日付で債権放棄しました、と記載されています。

令和6年6月定例会では、町営住宅使用料368万8,900円を多度津町私債権の管理に関する条例第8条第1項第2号及の規定により、令和6年3月22日付で債権放棄しました、と記載されています。この3回の報告がされています。

そこで、条例・規則に基づき事務処理を行って頂いていることと思いますが、次の

4点について質問させていただきます。

まず一つ目、条例施行前と施行後の私債権の推移についてお伺いします。

条例制定後、債権の減少の効果が確認出来るので、よろしくお願ひしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の条例施行前と施行後の私債権の推移についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、私債権である町営住宅の使用料及び駐車場使用料の滞納分については、私債権を適正に管理するため、台帳を整備し、令和3年度以降は「多度津町の私債権の管理に関する条例」に基づき債権放棄を不納欠損として実施しています。

ご質問の令和2年度からの私債権の推移については、条例制定前の令和2年度末時点で滞納額が25,393,500円でした。その後の推移としては、令和3年度で不納欠損額と徴収額を合わせた額は4,515,000円で前年度比は17.6%の減、令和4年度は3,118,400円で前年度比は9.6%の減、令和5年度は5,399,700円で前年度比は28.6%の減でした。

なお、令和5年度末の滞納額は13,503,400円で、条例施行後の3年間の滞納額全体の減額率は令和2年度末から46.8%減となり、そのうちの債権放棄は減額の約57%が不納欠損額となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

条例施行規則第10条に議会への報告事項は、次に掲げるものとする定められています。

これ4つあるんですけれども1つ目が、町の私債権の名称、2番目が町の私債権の額及び件数、3番目が放棄の理由。4番目がその他、町長が必要と認める事項となっておりまして、放棄の理由について条例第8条第1項何号と記載されているので、調べれば分かりますが、詳細をもう少し詳しくお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の私債権放棄の理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営住宅使用料等の債権放棄の事由としては、令和3年度から令和5年度までの3年間で14件の債権放棄がありました。条例第8条第1項第3号の「当該町の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき」の事由が2件、第7号の「債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあつて、当該町の私債権について履行される見込みがないと認められるとき」の事由が10件、第2号の「債務者が生活保護法による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該町の私債権について履行される見込みがないと認められるとき」の事由が2件です。

また、対象者は11名で全ての方が住宅は退去しており、内訳は死亡が5名、行方不明等が3名、時効の援用が1名、生活保護及びこれに準ずるが2名です。以上、答弁と

させていただきます。

議員（中野 一郎）

条例制定後の使用料等の滞納債権に対する対応方法の改善についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の条例制定後の滞納債権に対する、対応方法の改善についてのご質問に答弁をさせていただきます。

私債権に関する条例制定に合わせ私債権を適正に管理を行うため、私債権管理台帳及び管理マニュアルを作成しました。現在、町営住宅及び駐車場の使用料に関する徴収に関しては、新たに使用料等の滞納が発生しないよう事務処理を改善し、納付期限に納入が確認出来ない場合は、電話で督促、督促状の送付、自宅への訪問などを段階的に納付期限から約一月の間に実施し、その後も滞納が発生しないように丁寧な徴収事務を心掛けて行っています。

また、退去者に発生している滞納分については、退去時に一括請求や分割での納付を希望した場合は「納付誓約書」の提出をもらっており、その後においても滞納がある場合は「未納額残高のお知らせ」を年2回、「催告書」を年4回送付しています。

今後も滞納者への適切な対応と私債権管理及び新たな滞納者が発生しないように努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後になりますが、町営住宅使用料・駐車場料金以外の学校給食費等の私債権の管理の状況についても併せてお伺いします。報告の中で、債権放棄額の報告がないので、債権放棄までは至ってないと思うんですけどもよろしくお願いします。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の町営住宅使用料・駐車場料金以外の学校給食費等の私債権の管理の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、本町においては令和3年度より学校給食費を公会計化していますので、現在は私債権として管理しています。

よって、「多度津町の私債権の管理に関する条例」及び「多度津町の私債権の管理に関する条例施行規則」に基づいて事務を行っています。具体的には、未納の方に対して納期限の5日後に「督促状」を発送しています。

令和5年度末時点において、令和3年度の滞納額は1,031,265円、令和4年度は1,126,715円、令和5年は2,020,200円となっています。

給食費の債権について、債権放棄は行っていません。今後も徴収事務及び滞納事務について、各法の趣旨に則り、債権の回収に努めていきます。

また、令和4年3月定例会において、議員より提案のありました「児童手当からの申出徴収について」も検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、回答頂いた最後の私が前の令和4年3月定例会の時に申し上げた児童手当からの申出徴収も検討するということで、また、よろしく願いしたらと思います。そうしたら、私債権の管理ですけれども着実に減少していると思います。条例の制定は、これは効果があったことだと思います。また、それによって事務処理も軽減化されたことに滞納債権のその分回収に力を入れることが出来て、その成果も現われてきていることだと思います。

これからも条例に基づいて適正な処理を続けて頂きますよう、よろしくお願いします。

これで私の質問は終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

次に13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子、9月定例会において一般質問をさせていただきます。

1点目、空き家・特定空き家の現状を伺う。

2点目、要保護・準要保護の子供たちは大丈夫ですか。

この2項の質問です。一問一答方式であります。

1点目、空き家・特定空き家の現状を伺う。

地域を回ると、空き家が増えてきたという印象があります。特に特定空き家が目につき、倒壊など不安がよぎります。

これが、特定空き家と言えると思います。こういう家屋が本当に増えてきたなという印象でございます。

総務省の「住宅・土地統計調査」によると香川県内の空き家は年々増え続けており、令和5年10月1日時点で、空き家総数は約9万1千戸となっています。

ちょっと大きくします。分かりますでしょうか。ちょっと見にくいんですけども、空色の棒グラフですけども、これが香川県の住宅数でございます。それから、赤い点々というのが、これが年々昭和63年度からずっと上がって上昇して、これが、空き家率でございます。空き家率が大変高くなっております。

そして黄色い部分が、香川県におきまして空き家の総数でございます。こういう形で、大変、空き家率が増えておりますし、黄色におきまして、これも空き家の総数でございます。そういうことでございまして、空き家率が18.5、そして全国は13.8となっております。全国で10番目に高い水準であります。

特定空き家が増えることにより防災、衛生、防犯、鳥獣の住処、景観など地域住民の生活環境に大きく悪影響を及ぼします。

令和4年9月定例会にも空き家対策・特定空き家の一般質問をさせていただきましたが、元旦に能登半島地震が発生し町民の皆様への警鐘でもあり、今後、南海地震が発生す

る可能性が言われていますので、再度取り上げさせて頂きました。

先日の新聞に坂出市で倒壊の恐れのある特定空き家の取り壊しを促すため、坂出市は費用の一部を補助する「市老朽危険空き家除却支援事業」に本年度、前年度の2倍近い59件の申し込みがありました。市人口は減少傾向にあり、少子化も相まって今後も危険な空き家が増えていくと懸念しています。

市は空き家を除却すれば敷地に新たな用地が生まれ、町の活性化も期待出来ることから、昨年度から土地の固定資産税増額分を最大5年間減免することを新設した。

また、他の自治体では3年間減免もあります。本年度から空き家改修補助金を県内トップの最大200万円まで拡充するなど各種施策の充実を図っているなど掲載されていました。質問に入ります。

1点目、空き家件数・空き家率・また今後の傾向を伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の空き家件数、空き家率、今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、全国的に空き家が増加しており、その中でも管理されずに放置された空き家が著しく増加していることが社会問題となっています。空き家問題に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）が令和5年12月13日に施行され、所有者等の責務が強化されています。空家法の改正を踏まえ、本町も「多度津町空家等適正管理条例」及び「多度津町空家等適正管理条例施行規則」を改正し、空き家等の所有者等に対して適正管理を実施するよう努めています。

議員ご質問の空き家の件数、空き家率については、令和4年度に実施した空き家等実態調査時の件数ではありますが、空き家の件数は787件、空き家率は平成30年度住宅・土地統計調査時で19.1%となっています。今後の傾向としては、令和4年度に改定した多度津町空家等対策計画の中に記載しています空き家の将来推計では増加傾向となっているため、今後も空き家が増加していくと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。実はですね、分かりますでしょうか。実はこれ、令和4年度、今お話がありましたが、空き家の件数等でございます。それが今のお話では、令和4年度787件ということで、この表を見て頂ければ分かりますが、30年は532でございます。多度津町。プラスの257件増えてるという計算になろうかと思えます。そして空き家率が、30年は5.4%でありました。

それが、今回の調査で19.1%ということで、いかに多度津町を空き家が増えてるかということがよくお分かりになると思います。

それでは次の質問でございますが、特定空き家の件数、率、今後の傾向をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の特定空き家件数・率、今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

全国的に増加している空き家のうち、賃貸や売却の方向性も決まっておらず、将来的に管理不全な状態に陥る可能性のある空き家が著しく増加していることが問題となっています。その中でも、①そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態、②著しく衛生上有害となる恐れのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる状態にある空き家等、以上の4つの観点から、いわゆる特定空き家等が特に問題となっています。

また、特定空き家等に認定する際は客観性を担保するため、多度津町空き家等対策協議会を開催し、委員の意見を徴することが望ましいことから、国のガイドラインを基本とした県が作成した「空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定する管理不全空き家等・特定空き家の判断基準」により判断致します。

現在、本町では特定空き家等に判定した空き家等はございませんが、そのため、令和4年度に実施した空き家等実態調査において、特定空き家の可能性のある建物の件数は382件で、率は3.4%となっております。

今後の傾向と致しましては、先ほどの答弁と重複致しますが、令和4年度に改定した多度津町空き家等対策計画の中に記載しています。空き家の将来推計では増加する傾向となっていることや、現在、町民の方から頂く空き家等の相談も増えていることから、今後も増加傾向にあるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。もう一度、この表なんですけど、ここの38というところなんですけど、これは、一応、危険空き家、特定空き家に属するんじゃないかという風に思われます。ということは、先ほどのお話の中で危険特定空き家が何と382、3.4%ということで、この数値が38から382ということで、すごく極端に増えて来ているなという風に思います。

少し私の危険空き家、また、特定空き家の線引きが少し違ってるかも分かりませんが、そういう結果になるのかなと思います。

そこで次の質問にさせていただきます。特定空き家の各年度の撤去補助額と撤去戸数を伺います。お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の特定空き家の各年度の撤去補助額、撤去戸数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では「多度津町老朽危険空き家除却支援事業補助金要綱」に基づき、老朽化して倒壊等の恐れのある空き家の除却に対しての補助金を平成27年度から実施しており、

不良住宅の所有者の方に160万円を上限に除却費用の8割を補助しております。平成27年度からの各年度の撤去戸数及び補助金額の実績については、平成27年度撤去戸数5戸、補助金額6,955,000円、平成28年度撤去戸数7戸、補助金額8,011,000円、平成29年度撤去戸数9戸、補助金額13,156,000円、平成30年度撤去戸数8戸、補助金額10,349,000円、令和元年度撤去戸数12戸、補助金額16,141,000円、令和2年度撤去戸数11戸、補助金額15,812,000円、令和3年度撤去戸数6戸、補助金額9,600,000円、令和4年度撤去戸数7戸、補助金額10,170,000円、令和5年度撤去戸数10戸、補助金額15,808,000円、また、令和6年度につきましては、8月末現在で老朽危険空き家15戸に対し、補助金額19,998,000円の交付を決定しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。その中で、令和6年度なんですけども、先ほど15戸ということで1,999万8,000円ですか。最初に令和6年度の撤去補助予算というのが2,400万円ということになってた訳ですが、これは件数は15戸ということで、同じなんですけども、今の状況の中でまだ、2,400万円予算があると差し引きしましたら400万円差がある訳でございまして、どのようなことになるのでしょうか。再質問でございまして。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の現在の予算の2,400万円について、現在、交付を決定している額が1,999万8,000円ということなんですけども、これについては、一応、国の補助の関係がございまして、国の補助額に対して、今現在、申請を頂いている撤去費の額を決定しておりますので、戸数的には今後、補助額に対して取り壊す部分について補助額が充てられないケースがございまして、今後その辺りは取り壊す建物のケースによっては、まだ、可能性はございまして、その辺りの調整は図る必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。次の質問ですが、令和6年度の特定空き家の撤去予算は、先ほど言いましたが2,400万円、15件でありますけども、受付は既に終了となっております。当初予算の残金がなくなると次年度まで撤去出来なくなり、その間に地震が起きると不安なので補正予算を組んでももらえないかと言った要望も聞いております。町のお考えをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の令和6年度の特定空き家の撤去予算に対する町のお考えはについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の老朽危険空き家除却支援事業補助金に関して、毎年、町民の皆様から多くのお問い合わせや申請等に関する相談を頂いている状況から、令和6年度に関しては、当初予算において、危険空き家除却件数を概ね10件から15件分として例年の1.5倍の予算

を確保し、計上をしておりましたが、議員のおっしゃるとおり、多くの申請があり、現在は申請を締め切っている状態になっております。

また、本補助金制度は国や県の補助金を活用し実施していることから、今後は、老朽危険空き家の周辺環境に与える危険度と緊急性等を考慮した上で国への要望も含め、本町としても空き家対策の予算確保に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。今の答弁なんですけども、色んな条件等がありますが、このように危険特定空き家という件数も増えておりますので、国や県の補助金を活用し、実施しているということでございますが、老朽危険空き家の周辺の環境とか、危険度、そして緊急性等を考えて頂きまして、空き家対策の予算確保に努めて頂ければという風に思っておりますので、要望でございます。

続きまして、特定空き家に対する措置の実施、助言・指導・勧告・公表・代執行等の状況をお聞きします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の特定空き家に対する措置の実施、助言・指導・勧告・公表・代執行等の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）が令和5年12月13日に施行され、所有者等の責務が強化されていることを踏まえ、本町においても特定空家等相当に該当する空き家等の所有者等に対して、助言・指導等を強化する必要があります。

現在の状況と致しましては、所有者等に対して空き家の状況と適正管理に関する文書を送付し、空き家とその敷地の適正な管理を依頼しております。

現在、本町には特定空家等に判定した空き家等がありませんので、助言・指導、勧告及び代執行等を実施しておりませんが、今後は多度津町空家等対策協議会において放置すれば特定空家になる空き家等や特定空家等を判断し、助言・指導、勧告及び代執行等の手続きを進める必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

この空き家につきましては、私の記憶の中では、政策観光課ですかね、それから建設課に移行したっていう時、大体、5件ぐらいは申請が上がってると思います。

それは、やはり自治会要望という部分もあるんですけども、やはり、自治会の中で人と人とのうまくコミュニケーションとか色んな部分でそういう空き家、危険空き家を壊して欲しいとかそういう要望に対しては、やはり、個人的っていう部分がありまして、将来のことも考えて自然と他の議員の皆さんもそうだと思うんですけども、そういう要望が上がって来ているのも事実でございます。

実は、いいことがございました。5年前になろうかと思いますが、そこは一軒家とい

うのか、シロアリが飛んでるという状況の中で、そして、そこは車がよく通る。そして子どもたちも通るということでトタンとか瓦、台風が来たら本当に心配です。ということで5年前になりますが、建設課の方にお話をさせて頂きました。

見に来て頂いて、また、色んな部分で指導、そして助言ということで色々と文書で配布しているということも聞いております。粘り強い活動の中で1箇月前にそこがきれいに更地になりました。

本当に、ご協力して頂いたこと、本当にうれしく思っております。でも、そういう方ばかりではないんですね、5年間経ったってというのはちょっと長いかなと思うんですけども、その間に被害とか周りの色んな面で被害がなかったから良かったかなという風には思っておりますが、何件か改善して頂いております。

でも1件は、どうしても、本当にそこを通るたびに、もう悲しくなるというのか、近所の方もすごく気にしております。それも建設課の方にお話はしています。

そんな中で、屋根が大きな穴が開いてる、1メートル位の大きな穴が開いてます。雨は降るし、シロアリは来るし、ひょっと地震等が起きましたら本当に大変な事故に繋がるんじゃないかということもありまして、そういう部分で私から見れば勧告に値するのかなという風に思います。

ただ、お金がないということは、理由にはならないと思いますので、こういういい制度がありますので、放置すれば、もう完全に特定空き家でございます。

近所の方とかは、そういうのを大変に心配しておられますので、出来るだけ勧告までは行かなくても、早急に対処して頂ければという風に願っておりますので、強い要望でございます。よろしくお願い致します。

それでは、次の質問を致します。今後の課題や問題点を伺います。お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町におきまして、空き家対策に関する今後の課題や問題点としましては、次の3点が考えられます。

1点目は、特定空き家等の所有者等に除却を促しても金銭面や権利面で除却することが出来ないケースがございます。本町の老朽危険空き家除却支援事業補助金を活用して除却を進めてもらうように依頼した際、所有者等が低所得者等であるため解体事業者を支払う原資がなく、解体を進めることが出来ないことや登記簿上で差押えや抵当権等が設定されていることなどが問題となっております。空き家等は個人所有の財産であるため、本町が安易に公費を使用して解体することが難しい状況ではございます。

2点目は、管理不全空き家等の所有者等が消息不明となり、管理を依頼出来ないケースがございます。町はこれを受け、所有者等以外の親族について調査し、管理の依頼を進めておりますが、所有者等以外に親族がいないケースもあり、問題となっております。

3点目は、空家等の所有者等の適正管理に対する意識向上でございます。近隣住民からの通報を受け、空き家等の所有者に適正管理に関する文書と空き家等の現状写真を送付し、所有者等に対応を依頼しておりますが、近隣住民が困惑している状況にも関わらず、適正管理をして頂けないケースがございます。

これら3点の課題及び問題点を解決するために近隣市町及び先進自治体の取組を研究し、空き家等の所有者等に対して危険空き家の除却や適正管理を促進し、特定空き家の増加に繋がらないよう対応に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

本当に課題も多くあると思いますし、今、答弁頂きました。本当に頭が下がる思いでございますが、先ほど町長の答弁の中に危険度、そして緊急性ということを考えて上で、その持ち主の方の色々な理由があるとは思いますが、やはり、近隣のことも考えて頂いて安心して生活が出来るという部分を少し重点に置いて頂ければという風に思っておりますので、粘り強いご指導、また、勧告まで行かずに出来ましたら指導等をして頂ければという風に思っておりますが、よろしくお願いしたいと思っております。それでは次の質問をさせていただきます。2点目の質問に入ります。要保護・準要保護の子ども達は大丈夫ですか。

この夏休みにお米をお粥にしたり、親が1日1食に減らす例もあった。困窮家庭は貧困率が高く、物価高の中、給食がない夏休みは大変に苦しいと記載されていまして。これは四国新聞にありました。

これを目にしたとき、本当に、えっという驚きと、そしてショックも大きかったんですけども、貧困の格差を強烈に感じました。

質問です。要保護・準要保護数は。また、今後の傾向を伺います。お願い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

渡邊議員の要保護・準要保護数と今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

要保護は、生活保護法に基づいて認定を受けた世帯の児童生徒が対象となります。準要保護は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的に規定されている「多度津町就学奨励費支給要綱」に基づき保護者より申請され、教育委員会において認定された児童生徒が対象となります。

令和5年度末の要保護の児童生徒は7名、準要保護児童生徒は210名です。

今後の傾向については、経済状況及び家庭状況によりますが、本町は増加傾向となっております。今後、児童生徒数の減少に伴い人数は少なくなる可能性はありますが、児童生徒数に対する割合は高くなると想定されます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。その中で人数ということで、要保護・準要保護数ということで

ございますが、これ、要保護と準要保護のニーズ、合計している部分がありましたのでこの本町の分です。平成25年度が182名、26年度が192名、トータルしてです。27年度が192人、令和3年度が185人、4年度が197人ということで、4年度が197人中、要保護が7名、そして準要保護が190人ということで、今の答弁を比較しますと210名ですか。準要保護が。ということは、準要保護が約20名、増加しているということになるかと思います。

これは、以前のホームページ等にありました資料でございます。やはり、子どもの人数は減少するにも関わらず、こういった要保護、そして準要保護の人数は増えて来ているということであります。

そこで、質問致します。このような困窮家庭の対処方法を伺います。教育面でお願い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員のこのようなケースの対処方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。さっきの質問で答弁をしたとおり、今後も就学援助を必要とする児童生徒の割合は高い水準で推移すると思われます。経済的な要因だけに限らず、学校において様々な困り感のある児童生徒については、健康福祉課と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に基づいた「多度津町要保護児童対策連絡協議会」で協議するなど様々な機関とともに対応していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よろしくお願ひしたいと思います。そこで、再質問になります。

子どもが夏休みに1日2食以下で過ごしていることが民間団体の調査で分かったなど報道されていますが、福祉、生活面の支援について伺います。再質問でございます。

よろしくお願ひ致します。

健康福祉課長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、町社会福祉協議会において、生活に困窮されている方のために生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付け、学校用品リユース事業、フードバンクなどを実施しています。

生活困窮者自立支援事業は、仕事や日常生活、家庭内などの様々な生活で困っている不安や心配事に相談支援員と一緒に出口を探すお手伝いをする事業で、相談は無料となっております。生活福祉資金貸付けは、町内在住の低所得者などを対象に生活に必要な資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として県社会福祉協議会の委託を受けて生活福祉資金の貸付けを行っております。学校用品リユース事業は、使用しなくなった学校用品を回収して、子育て世帯に無償でお貸ししているもので、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中讃地区の高等学校で使用する制服や帽子、体操服、部活動で使用するものや裁縫道具、彫刻刀、ビ

アニカなどの寄附をお願いしております。

回収ボックスを町役場、健康センター、各校区の放課後児童クラブなどに設置しております。

寄附して頂く学校用品は、概ね卒業後5年以内のもので、記名や刺繍があっても大丈夫ですが、洗濯していないものや汚れのひどいものについては、お断りさせて頂いております。

水着は不可として、靴は未使用のものに限らせて頂いております。提供後の返却は出来ないこととなっております。貸出しは無料となっておりますが、町内にお住まいで、お子様が町内の保育所、幼稚園、小・中学校、中讃地区の高校に通っている町社会福祉協議会会員の方に限ることとなっております。

町社会福祉協議会の入会申込みは随時受け付けしており、個人会員は一口500円からで有効期限は、加入年度のみとなっております。

貸出しは、会員証とお子様の生年月日が確認出来るものを持参して、町社会福祉協議会で手続することとなっております。

フードバンクは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を困っている人たちに無料で提供する仕組みのことで、現在、町社会福祉協議会では、町民の方からご寄附を頂いた食品を緊急的に食べるものに困っている方へお渡ししております。

賞味期限が1箇月以上あるもので、白米やアルファ米等のお米や缶詰、瓶詰めなどの常温保存食品、インスタント食品やレトルト食品、飲料品やお菓子などの寄附をお願いしております。

また、町社会福祉協議会では、子育て世帯応援企画として町内の18歳までの子育て世帯を対象に事前予約制で今年の7月29日から8月2日まで食料品配布会、生活相談会を開催し、約60世帯の参加がありました。

次回は12月に開催を予定しているそうです。社会福祉協議会以外でも子どもの居場所づくり事業として、第2、第4土曜日の15時から16時に子ども食堂を開催している団体があり、子ども大人とも200円で、子ども食堂を利用出来ることとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。有難うございます。私がなぜ今回このような質問をしたかということなんですけども、やはり、フードバンクとか社協の方で色んな寄附とか、住民の皆さんに子どもたちの支援ということ色んなことをやっております。

横で見えて、なかなか広く、多くの方々が利用して頂ければということをしごく願っておりますし、また、寄附ということもありますので、今回、こういう部分を特に取り上げて宣伝じゃないですけども、一つ、効果になればという部分で一般質問をさせて頂きました。

そこで最後でございます。ちょっと、これも四国新聞に載っておりましたので、読み

上げます。記者ノートということで1週間早く友達に合えるし、規則正しい生活が出来ていいと生徒の1人は歓迎していた。善通寺の小・中学校では、今年も早目の2学期が始まった。生徒の言葉は嘘ではないが、一方では、もう少し休みたい気持ちもあると漏らしていました。だが、保護者にすれば有難い話だ。市教育委員会のアンケートでは、7割の家庭が夏休み短縮に賛成していた。最大の理由は、給食の存在。この夏、どれほど多くの家庭の子どもたちが、子どもの昼食問題に頭を抱えたことか。困窮家庭になると問題は、より深刻になる。子ども食堂や飲食店利用客が肩代わりして、子どもたちに食事を無料で提供するフードリボンプロジェクトの実施者によると夏休みは昼食を食べていない子の来訪がグッと増えたという。子どもが、夏休みは1日2食以下で過ごしているとの全国調査でもあった。もはや教育だけではなく、福祉の問題なんですと教育委員関係者の言葉が重いということで書いておりました。

13番、渡邊 美喜子、一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩を致します。

議場内の時計で、11時ちょうどから開始を致します。よろしくお願いします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時0分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和6年9月定例会におきまして、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目、駅前広場に公衆トイレ設置を。2点目、空き家利活用の今後の対策は。一問一答方式でお願いします。

まず、1点目の駅前広場に公衆トイレの設置をについてです。ここ2年ほどの間に多度津新庁舎が出来、多度津駅周辺が整備されるなど見晴らしも良くなり、町が少しずつ賑わってきたように思います。

その中で、今年7月6日に「たどつ駅前夜市」が開催され、大勢の子ども連れの町民が来場しており、まちが活気あふれる雰囲気にとっても嬉しく感じました。

ただ、その際に町民からトイレがない。おむつ替えスペースがない。駐車場を増やして欲しいなどの声を多く聞きました。そこで、今後、駅前広場に新しく公衆トイレや手洗い場などは、出来る予定はあるのでしょうか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の駅前広場の公衆トイレや手洗い場等の整備予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅前広場のリニューアルにおきましては、「日常的な賑わいづくり」をコンセプトとし、ＪＲ多度津駅の線路沿いに隣接した立地であることから鉄道を活かした空間づくりや様々な世代が行き交い、交流と賑わいを生み出す拠点づくりを目指して平成30年度から令和５年度にかけて整備を致しました。

今年７月６日には多度津駅前広場の完成を記念して、官民連携組織である「多度津町まねきねこ課」による完成記念イベントとして開催した「たどつ駅前夜市」は、町内外から多くの人々が訪れ、大盛況に終わりました。

一方で、公衆トイレやおむつ替えスペース、駐車場などについてのご意見を頂いており、それらは今後の駅前広場周辺のあり方を考える上で検討すべき課題であると認識しております。

現在、多度津駅周辺では駅舎のバリアフリー化に併せて併設しているトイレのバリアフリー化も検討されており、それらも踏まえながら多度津駅及び駅前広場を含めた駅周辺エリア全体におけるトイレの適正配置について検討を行っていく必要があるものと考えております。

その際には、子育て世代のニーズにも配慮し、おむつ替えスペースの設置等も視野に入れて取り組んでいきたいと考えております。

今後も多度津駅周辺のさらなる利便性の向上と賑わいの創出に向けて、町民の皆様のご意見をお伺いしながら検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、ご答弁有難うございました。今後も、この駅前広場を初めとする多度津駅周辺はどのような開発が進む予定でしょうか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の多度津駅周辺の開発の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、多度津町公共施設再編・町有地有効活用検討プロジェクトチームにおいて旧庁舎等の解体及び跡地利用などが検討されており、現時点では決定した事項はございませんが、多度津駅周辺の整備につきましては、それに併せて一体的な計画として中長期的な視点で関係各所と連携を図り、周辺の土地利用との整合性及び有利な補助事業の活用などの検討を進めていきたいと考えております。

また、各種イベント等の開催に活用頂けるよう、町民の皆様の利便性向上とともに本町の玄関口に相応しい魅力ある空間となるよう、引き続き関係各所と協議を重ねていきたいと考えております。

今後も多度津駅を中心とした周辺エリアが町民や来訪者にとって利便性が高く、魅力的な空間となるよう、検討を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせて

頂きます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。イベント等が開催される際には、多度津駅周辺には幼稚園や小学校、高校などがありますが、運動場を開放するなどして駐車場の確保は出来ないのでしょうか、お伺いします。

生涯学習課課長補佐（香川 馨一）

藪内議員のイベント等開催時における幼稚園や小学校の運動場の開放についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則に基づき、町立小学校及び中学校の体育館や運動場等の学校施設を開放しています。

利用実態としては、町内外の各種スポーツ団体がスポーツやレクリエーションを行う場として利用していることが多いですが、運動場に関しては、町芸術展等の公民館行事や一般団体が主催するイベント等における来場者の駐車場として利用することも可能でございます。

町立小・中学校の運動場等の利用に際しては、所定の申請用紙を提出して頂いた上で、町教育委員会において申請団体の適否、イベント等の主旨、学校施設の空き状況等を確認し、問題がなければ利用を許可しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。駅前夜市は、多度津を盛り上げる一大イベントとなったことと思います。今後もこのようなイベントが開催され、もっと多度津が盛り上がっていくことを願っていますので、早目の環境整備をお願い致します。

続いて、2点目の空き家利活用の今後の対策についてです。先ほどの渡邊議員の一般質問と重複する部分もあるかと思われそうですが、お手数かけますが、よろしくお願い致します。

全国的に人口減少、高齢化が進み、空き家の発生が増加している状況です。本町においても町内に空き家が増えて来ているものと思われます。空き家の中には、管理されている空き家もあれば、管理不全の空き家もございます。

現状、町内を見る限り、管理不全な空き家が増えているように思えます。このような状況の中で、家屋の倒壊、崩壊、屋根、外壁の落下、火災発生や悪臭の発生、雑草や落ち葉なども景観の悪化などが懸念されています。近隣住民からも不安の声を多々お聞きしています。

本町でも、これまでに空き家対策として利活用タイプの補助金と除去タイプの制度を設け、対策をしているとのことですが、これまでの取組で空き家率はどのように推移したのか検証が必要ではないかと思い、質問をさせていただきます。

現在、空き家がどの程度あるのでしょうか。また、管理不全の空き家はどの程度で、所有者不明の空き家はどの程度でしょうか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の空き家及び管理不全空き家、所有者不明の空き家の件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

全国的に管理されずに放置された空き家が著しく増加し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが社会問題となっております。

今後、さらに管理不全の空き家が増加することを踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす前に空き家の有効活用や適切な管理を総合的に強化するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）が令和5年12月13日に施行されました。空き家等が適切に管理されていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当する恐れのある状態にあると認められる空き家等を「管理不全空家等」として定義され、指導及び勧告の対象となりました。

議員ご質問の空き家の件数、管理不全の空き家数については、令和4年度に実施した空き家等実態調査時によると、空き家の件数は787件です。

管理不全空家等については客観性を担保するため、多度津町空家等対策協議会を開催し、県が作成している「空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する管理不全空家等・特定空家等の判断基準」に基づき判断することとしており、現在、本町では管理不全空家等に判定した空き家等はありません。

そのため、令和4年度に実施した空き家等実態調査にて集計した空き家の件数787件のうち、今後、管理不全空家等や特定空家の可能性がある件数は382件となっております。

次に所有者不明の空き家については、町が現在把握している件数と致しましては、所有者が死亡し、相続人がいない空き家が1件、所有者が消息不明で所有者以外の親族がいない空き家が2件あります。

今後、把握出来ていない所有者不明の空き家が発見され、増加する可能性があるため、相続財産管理制度や不在者財産管理人制度の活用も視野に入れて検討を考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。次に、空き家の利活用の制度についてお尋ねします。本町で取り組んでいる空き家の活用タイプの制度の内容と、ここ3年間の利用実績についてお教え願います。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の空き家活用タイプの制度の内容と、ここ3年間の利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の空き家活用タイプの制度については、町内への移住・定住の促進や地域創生を図るために空き家の有効活用を促す3つの補助制度を実施しております。

1つ目が、空き家バンクに登録された物件の所有者又は利用者に対して、その物件を

町内施工業者により改修する場合の費用の一部を補助する「空き家改修支援事業補助金」です。

なお、補助金額は改修費の2分の1で、補助上限は100万円です。

2つ目が、町内にある空き家や空き店舗等を活用し、地域創生事業を行う団体に対して改修費やイベント費用などを補助する「空き家等を活用した地域創生事業補助金」です。

なお、補助金額は対象経費の3分の2で、補助上限は改修の場合は100万円、イベントなどの場合は50万円です。

3つ目が、空き家バンクに登録された町内にある空き家を購入した県外の法人事業者、又は県外から本町へ移住する個人事業主に対して、その物件をテレワークが出来る環境が整った事業所として改修する費用の一部を補助する「移住促進・空き家活用型事業所整備補助金」です。

なお、補助金額は改修費や通信設備費の2分の1で、補助上限は法人事業者の場合は400万円、個人事業主の場合は200万円です。

3つの補助制度のうち、「空き家改修支援事業補助金」及び「移住促進・空き家活用型事業所整備補助金」については、県の補助金を活用し、県と町で補助金額の2分の1ずつを負担して実施しているのに対して、「空き家等を活用した地域創生事業補助金」につきましては、町単独の補助事業として実施しております。

次に、これら補助制度の直近3年間の補助実績については、「空き家改修支援事業補助金」については、令和5年度は4件、令和4年度は5件、令和3年度は4件の補助を行っております。

次に「空き家等を活用した地域創生事業補助金」については、令和5年度は0件、令和4年度は4件、令和3年度は2件の補助を行っております。

最後に「移住促進・空き家活用型事業所整備補助金」につきましては、令和5年度まで補助実績はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問をお願い致します。空き家バンクの仕組みと利用者状況などお教え願えますか。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、多度津町で空き家バンクを活用した事業と致しましては、これは香川県の空き家バンク制度を活用した多度津町の空き家情報登録提供制度の運用要綱を作っておりまして、空き家の所有者から空き家バンクの申込みがあった場合は、多度津町で申込書を提出頂いております。

提出頂いたものに対して不動産協会や宅建協会に送付し、業者の方が確定しましたら、空き家の所有者等に通知をしております。

現在、多度津町の空き家バンクに登録している建物と致しましては、売却で登録されているものが9件、賃貸として3件の登録がございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。次にまいります。利活用についての取組は評価しますが、現在、それ以上に空き家の発生が進み、制度創設した割には効果が乏しく感じられます。

これには、一般利用者のニーズと行政が提供する制度に違いがあるのではないのでしょうか。

今後、制度の見直し、拡充や新たな取組についてのお考えをお伺いします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の制度の見直し拡充や新たな取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、時代の変化とともに利用者のニーズも変化していくことから、補助制度を含め行政サービスもそれに対応して、随時、見直しを行っていくべきものと承知しております。

先ほどお伝えした3つの補助制度のうち、2つについては県の補助制度があるものとなっておりますが、町単独で運用しております「空き家等を活用した地域創生事業補助金」については、増え続ける空き家を町内で不足している宿泊事業などに活用することを支援する制度となっております。

限りある財源や人員の中で、出来る限り複数の課題を同時に解決するような制度設計自体は重要であるものと考えております。

その上で、議員のご提案にもありますように、現在の空き家の利活用に関する補助制度がより一層活用されるような制度の見直しや新たな町単独事業の創設などについて、利用者のニーズを踏まえながら、継続して検討を行っていく必要があるものと考えております。

今後も本町の財政状況なども勘案しながら、空き家の利活用を検討される方などにとって、より良い補助制度となりますよう、先進事例や優良事例等について調査・研究を行いながら、補助制度の啓発も含め、効率的で効果的な空き家対策に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。次の質問にまいります。解体の相談は、実際何件あったか。また、管理不全空き家は、倒壊の危険性もありますが、本町では、これまでに住宅の耐震対策として耐震化補助制度を見直し、拡充を図り、耐震化率の向上を図っています。

制度の拡充、又は年間の計画件数の見直しを行い、安全で災害に強いまちづくりを行

うのであれば、強化するべきではないでしょうか。お考えをお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の解体の相談件数と制度の拡充又は年間の計画件数の見直し・強化についての質問に答弁をさせていただきます。

本年1月に発生した能登半島地震を受け、住宅の耐震化が急務となったため、本年度より多度津町民間住宅耐震対策支援事業補助金制度の拡充及び普及促進を実施したことにより、昨年度よりも多くの申請がありました。

また、本町が実施しております多度津町老朽危険空き家除却支援事業補助金についても町内に空き家を所有している方からの相談件数は年々増加しております。

相談件数は把握出来ておりませんが、具体的な相談内容については、補助制度の内容や補助対象になるか等です。

近年、老朽危険空き家除却支援事業補助金の申請が年度当初に殺到し、受付可能件数が上半期までに達する状況となっております。

この状況を踏まえ、議員ご指摘の制度の拡充及び年間除却計画の件数の見直しを実施する必要がありますが、制度の拡充については、国の要綱に準ずる必要があるため、補助対象となる空き家等の範囲拡大や補助限度額の増加等は、現時点では難しいと考えております。

今後は国の要綱に準じた上で、年間の除却計画の件数を増やせるよう、補助金の財源となる国費と県費の要望額を増額するなど予算の確保に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

解体後の土地活用は、今まではどのような事例がありましたか。また、土地活用の方法は様々な案があることと思いますが、住民は生活圏内に憩いの場や防災公園の設立を願っております。

また、若い世代が購入しやすい住居を建て、空洞化された土地の新たな再開発が出来るような活用方法が望ましいのではないのでしょうか。お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の解体後の土地活用の事例についてのご質問に答弁をさせていただきます。

空き家等の所有者等が多度津町老朽危険空き家除却支援事業補助金を活用し、解体した土地につきましては、空き家等の所有者等の私有財産でありますので、本町では解体後の土地活用の状況を把握は出来てはおりませんが、更地の状態のままにしている場合や売却している場合等が考えられます。

また、議員ご質問の土地の有効活用につきましては、町民の憩いの場や防災公園の整備が、まちの賑わいや活性化に繋がるものと考えられますが、土地の所有者や地域住民との協議等や都市計画関連事業の活用及び町の関連事業計画との整合性を図り、総合的に判断する必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。移住支援制度として、他の自治体では空き家を若い夫婦の移住者へ低価格で貸出し、25年以上定住したら譲渡する。また、町営住宅や空き家を1～2万円で貸出し、15年以上定住して、その後、住宅を贈与する。

他には45歳以下の夫婦で、中学生以下の子どもがいる家庭などなど一定のベースでの条件を満たせば、譲渡するという自治体が最近増えて来ております。

人口が増えれば、住民税や交付税の増額も出来、人口減少の歯止めになるのではないかと考えられます。

もう、企業や団体に売却や優遇するのではなく、若い世代の個人への投資優遇を願ってなりません。

8月8日に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報もあり、より一層、管理不全の空き家を一刻も早くの対策が必要ではないかと思います。

個人の財産を行政の介入が困難なのは理解出来ますが、一方では、撤去などの対策が進まず、空き家が増加するなど町全体が荒廃し、困っている住民が増加するばかりでは、何の解決も出来ません。

行政の行える範囲も限界があると思います。今後は官民が連携するなどの方法を取り入れるなどして、対応して頂けることを切に願い、以上で私、藪内 真由美の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。

これより休憩をとります。

再開は、13時でお願い致します。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時0分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。

1つ、相続土地国庫帰属制度について。

2つ目、多度津町の農地について。

3つ目、たどつ港まつり花火大会について。

一問一答方式でお願い致します。

まず、相続土地国庫帰属制度についてです。

相続土地国庫帰属制度が昨年の4月から開始され1年余りが経過していますが、まだ十分に活用出来ていないようです。

そこで次の4点について質問致します。

まず1点目、この相続土地国庫帰属制度とはどのようなものなのか、お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員の相続土地国庫帰属制度とはどのようなものなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本制度は、相続又は相続人への遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が利用しない土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度で、令和5年4月27日から施行されております。

なお、この制度に関する申請受付や承認等の業務につきましては、法務局が執り行っております。

手続き等の流れとしましては、法務局に事前相談を行い、申請可能な土地であれば承認申請書を提出し、審査を受けることになります。

審査要件を満たし、法務大臣により承認を受けた土地につきましては、10年分の管理費用相当額である負担金を納付することで、国庫に帰属させることが出来ます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。この制度を多度津町で利用された方、又は利用されようとする方はいらっしゃるでしょうか。お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員のこの制度を多度津町で利用された方、又は利用されようとする方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本県の場合、高松法務局本局が本制度の申請窓口となっているため、実際の制度利用者数は把握しておりませんが、法務局から本町分の要件審査のために照会された件数としましては、令和5年度で2件、令和6年度は8月末時点で0件となっております。

また、税務課窓口で親族等の死亡後の各手続きを行われる際に、土地相続に関する相談の中で本制度の説明を行うことはございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。多度津町でも今後、利用されようとする方が増えるかも分かりませんが、この制度の周知方法はどのようなものがありますか。お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員の制度の周知方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本制度の周知につきましては、法務局から提供されたパンフレットを庁舎内のパンフ

レットスタンドに備え置いております。

また、税務課窓口で相談や問合せがあった際、説明資料として利用するとともに相談者に配付しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

難しい制度ではあるのですが、出来る限り周知をして頂いて、少しでも利用してもらえるような、また周知方法等についてご検討頂くよう、お願い致します。

4点目なのですが、多度津町で利用するには何か課題がありますか。お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員の利用する際の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町特有の課題ではございませんが、申請が出来ない土地として建物が建っている土地、実際に通路や用水路等に使われている土地、境界が明らかでない土地などが該当するため、一概に全ての土地が申請出来るという制度ではございません。

また、本制度の申請窓口は高松法務局本局であり、丸亀などの各支局では申請受付を執り行っていないため、申請窓口が遠方になることが申請者の負担になるとは考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。ただ今、相続土地国庫帰属制度についてのご説明を頂きました。

相続はしたものの、買い手がつかない場合や、また、有効活用の手立てが見つからない場合は、固定資産税の支払いや荒れ地にしないための管理などが必要となり、土地所有者にとっては大きな負担となります。

そうした条件の悪い土地であっても日本国が引き取ってくれるという本制度は、うまく活用すると、大変、大きなメリットになるのではないのでしょうか。

しかしながら、ただ今、ご説明がありましたとおり、制度を利用するに当たっての条件が非常に厳しく、かつ、多額の負担金が生じることから、使いやすい制度とは言えないように思います。

色々ネット等で調べると、負担金が20万、30万、かかるようなことも記事になっておりました。こと農地に関しては、山林などとは違い、住民の生活圏にあることが多く、草木が生い茂り、耕作放棄地となった場合には、近隣に悪影響を及ぼす可能性が、大変大きいものがあります。

そこで、再質問なのですが、農地の所有者から本制度を使いたいと相談を受けることは、ないのでしょうか。また、相談があった場合の対応について、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、相続された農地が適正に管理されることなく、耕作放棄地となった場合、隣接する農地への草木の飛散や害虫の発生など、多くの問題を引き起こす要因となります。

今回の国庫帰属制度につきましては、こういった事態を解消する制度として有効活用をしていくべきものと感じております。

耕作放棄地問題など、諸問題を解決するためにも本制度の告知を進めていくべきだと感じております。

告知につきましては、総務省より令和4年度より開始され、大きなニュースとなったことから、産業課においても少数ではございますが、窓口でご相談が入るようになりました。

相談者には本制度の内容について資料をお配りし、さらに説明を行った上で法務局において登記の方が出来るということで、ご説明をしております。また、制度の説明の際には、相続した農地の適正な管理、草刈り等を同時に依頼をしております。

農地が耕作が可能な場合、この場合は農地中間管理機構を通じた貸借をご案内しまして、今現在、策定をしております地域計画に即した農地利用に結びつけていくよう支援の方を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。少しでもこういう制度が有効に使われれば、耕作放棄された土地も少なくなるのではないかと思いますので、よろしくお願い致します。

次に2つ目の質問です。多度津町の農地についてです。

今年の4月より原則町内全域を対象とした多面的機能支払い交付金の交付を受ける活動組織が出来、用水路の保全活動や池の土手の草刈りなどの費用の補助を受けることが出来るようになりました。

今までは交付金を受けられる地域とそうでない地域があったため、農地保全に温度差がありましたが、少し一体感が生まれたように感じられます。

しかしながら、農地の宅地化はさらに進み、宅地に囲まれた農地での作業には近隣住民への配慮が必要になり、農業離れ、農地の売却に拍車がかかるのではないのでしょうか。

農林水産省は地域計画策定マニュアルを設定しています。

そこで、次の6点についてお伺い致します。

まず1つ目です。地域計画策定マニュアルの概要について、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画策定マニュアルの概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域計画とは、改正農業経営基盤強化促進法に基づき法制化され、全ての市町村に対して策定・公表することが義務付けられた地域農業の将来の在り方や農業利用の姿を

明確化した計画です。

地域の農業者や住民が主体となって、概ね10年後の未来を見据え、「誰が」「どのように」農地を利用するのか、農業の担い手や農地利用の方針などを話し合い、これらを地図に盛り込んだ目標地図を作成します。

なお、地域計画及び目標地図については、令和7年3月31日までに策定・公表することが全ての自治体に義務付けられており、策定後につきましては状況の変化に応じて随時見直しを行うことが可能となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2点目です。多度津町の役割は、どのようなものがありますか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画における町の役割についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町においては高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されているところで

す。そのため、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが喫緊の課題となっています。

この問題を解決するため、本町においても地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定しています。

地域計画策定後も、適宜、農業関係と協議を行い、新規就農者の育成や地域外からの担い手の呼び込み、農地中間管理機構が担う農地の貸借を通じ、農用地の集約化を図り、併せて国や県が行う各種支援制度の周知を行うことで地域農地を着実に次の世代に引き継いでいくことが、町の役割と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目ですが、多度津町では、現在この作業がどの程度まで進んでいますか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の町における地域計画策定の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、農用地の利用状況が分かる現況地図を作成し、令和6年7月に地域ごとに農業者及び関係者の方々に集まって頂き、協議の場を設けました。その後、協議の場に出た意見や農用地利用の方針を地図に落とし込み、目標地図の素案を作成しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目ですが、今後のスケジュールについてお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の町における地域計画策定の今後のスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域計画の策定については、県とも緊密に連携をとりながらの作業となっており、作業工程についても逐次報告を行っています。

作業工程については、①協議の場の設置に係る調整、②出し手・受け手の意向把握、③協議の実施・取りまとめ、④目標地図の素案作成、⑤地域計画案の取りまとめ・策定、以上の取組項目に分類されており、令和6年8月末現在においては、④番目の目標地図の素案作成に取り組んでいます。本年10月中には、出来上がった素案を基に2回目の協議の場を設け、その後、年内を目途に取りまとめを完了したいと考えています。

その後、来年2月開催予定の多度津町地域農業再生協議会にて協議・修正を行い、地域計画案の縦覧を2週間実施した後、3月中に策定し、町ホームページ等を通じて公告します。

なお、来年度以降も随時見直しを行い、必要に応じて変更することとなっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目なのですが、この地域計画を策定することにより、他の受けられる制度は何かありますか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画策定により受けられるようになる制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現状では、国及び県の農業系の補助事業制度のほとんどにおいて、採択条件の中に「地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること」が設けられています。

地域計画を策定することにより、新規就農者に対する助成金や事業持続化対策などの制度を利用するための条件の一つが達成されます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今、答弁を頂いたように非常に地域計画策定マニュアルっていうのは、重要なものであるというのが、よく分かりました。

答弁頂いたスケジュールに則って、粛々とこなして頂ければ、大変有難いと思っております。

この計画を今後進めるにあたっての課題はなんでしょうか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画策定の今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町だけではなく、全国的に問題になっていることではありますが、少子高齢化や

人口減少に伴う担い手や後継者不足により、本計画の目標の達成が実現するかというところが今後の課題になると考えております。

本計画は今年度策定後も定期的又は適宜見直しを行い、今後の農業を取り巻く情勢を鑑みながら、地域の皆さんとともに本町農業のあり方を協議し、支援していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

多度津町にとって農業は、基幹産業の一つでもありますので、よろしくお願い致します。

次、大きく3つ目の「たどつ港まつり花火大会」について、質問したいと思います。多度津町内で開催されているイベントには、「たどつさくらまつり」及び「たどつ全国凧あげ大会」、「たどつ港まつり花火大会」、さらには「たどつまち歩き」などがあり、いずれのイベントも町内外から多くの方が訪れ、本町の観光振興に寄与している重要な行事となっています。

その中でも、特に「たどつ港まつり花火大会」の知名度は高く、町外からの見物客の多さも他のイベントより抜き出ており、大音響とともに次々と色とりどりの花火が大輪の花を咲かせ、夏の夜空を美しく彩っています。

花火大会につきましては、本町最大の集客力を誇るイベントであり、これまで大きな事故もなく継続されていることに対し、関係者の皆様に敬意を表する次第であります。

さて、今年の花火大会も多くの見物客で賑わっていましたが、一方で、町民の安全・安心や事業の継続に関わることで気になる点があります。

イベントの実施主体は、「多度津町観光協会」ではありますが、花火大会を共催し、観光協会に対して多額の補助金を支出している多度津町に対して、次の3点について質問致します。

まず1点目です。今年の花火大会の内容は、どのようなものだったのでしょうか。観光協会より報告を受けられている内容について、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の今年の花火大会の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町の夏の風物詩であり、本町最大の集客力を誇る花火大会については、「たどつさくらまつり」及び「たどつ全国凧あげ大会」、「写真コンテスト」などとともに町の外部組織である「多度津町観光協会」が主催し、開催されているイベントの一つであり、本町は共催という形で観光協会及び協会が主催するそれらのイベントを支援しているところであります。

なお、今年度は令和6年8月3日（土）の20時から20時40分までの40分間で盛大に開催されました。

次に、その花火大会の内容につきましては、昨年と同様に約5,000発の花火が多度津

港内の台船上から打ち上げられ、次々と色とりどりの大輪の花が夏の夜空に舞い上がり、町内外から訪れた多くの来場者を魅了致しました。

また、今年の花火大会につきましても、大きな事故もなく成功裏のうちに終わることが出来ました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今、町長より、ご答弁がありましたように、本年度の花火大会の発数は5,000発でした。これは、令和4年度より数を増やし、香川県下では最大級の規模であると記憶しております。

また、その数を増やしたことで、来訪者の方々も増えているのではないのでしょうか。そこで、2点目の質問です。今年の花火大会の観客動員数について、観光協会が発表している人数はどれ位だったのでしょうか。昨年、一昨年の観客動員数と併せてお伺い致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

兼若議員の今年、昨年、一昨年の花火大会の観客動員数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年の花火大会における観客動員数については、約37,000人であったと観光協会が発表しております。

また、昨年、一昨年の観客動員数につきましては、令和4年度が約33,000人、令和5年度が約35,000人であったとそれぞれ発表されております。

たどつの花火大会の観客動員数は年々増加しており、県内でも花火の発数含め規模の大きな花火大会となっております。

なお、観客動員数が増加している要因として考えられる点につきましては、天候に恵まれたことや新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度と令和3年度の花火大会が中止となっていたことの反動によるもの。さらには、近隣の花火大会が、ここ数年で会場変更や日程変更等になったことも観客動員数が増加した要因ではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

年々、花火大会の観客動員数が増えて来ております。

しかし、盛大に開催される一方で、浜街道を中心に花火大会の会場周辺では、相変わらずの交通渋滞が発生しております。

今後も観客が増え続け、交通渋滞の悪化や交通事故の懸念など、住民の方々の安心・安全はもちろんのこと、日常生活にも影響が出るのではないかと危惧しております。そこで3点目の質問です。さぬき浜街道を中心に近隣道路の交通渋滞を緩和する方策の1つとして、観客の方々に公共交通の利用を今まで以上に呼びかけるとともにJ R 四国へ協力を仰ぎ、J R臨時便や車両の増加などを協議するよう、町として観光協会に対し働きかけることは出来ないのでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

兼若議員の公共交通の利用等の交通渋滞緩和策に関する観光協会への働きかけについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今年度も多くの方々に来場頂いたことから、浜街道はもちろんのこと、周辺の道路や施設など各所において交通渋滞が発生しており、花火大会を開催するに当たって交通の問題は、大きな課題であると町としても認識しております。なお、その原因の一つとして、花火大会の臨時駐車場 7 箇所で合計約 700 台分を確保しておりますが、花火開始前の早期に、ほぼ満車になっていることが交通渋滞に繋がっているものと考えております。

しかしながら、駐車場をこれ以上確保することは場所の問題だけではなく、観光協会の厳しい財政状況においては、警備員などの人件費の面からも困難な状況です。

このような状況において、住民の方々の安心・安全の確保はもちろん、日常生活に過大な影響が生じないためには、来場者に公共交通機関での来場を呼び掛けるなど、まずは現状でも行える取組から進めることが重要であると考えております。

議員のご提案にもあります J R 四国に協力を仰ぎ、臨時便や車両の増加をすることについては、隣の三豊市の津島神社において、毎年 8 月 4 日から 5 日に行われる夏季例大祭に合わせて J R 四国が予讃線に津島ノ宮駅を臨時に開設し、普通列車を臨時停車している事例などもあることから、まずは、花火大会を主催している多度津町観光協会において交通渋滞緩和に向けた、そのような取組の検討が行われるよう、適切に働きかけを行っていきます。

なお、観光協会が J R 四国に対し協力を仰ぐ場合は、J R 四国と観光協会の橋渡しなど、本町としても円滑なイベント実施のために必要な協力を行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

住民の方々の安全・安心のため、是非、観光協会に働きかけをして頂くとともに、J R 四国に対し、町も観光協会と協調して、協力を要請頂くようお願いしたいと思います。

再質問なんですが、昨今の人件費高騰の影響により、観光協会の財政状況は非常に厳しい状況下にあるのではないのでしょうか。

また一方で、多度津町としても厳しい財政状況の中、今以上の財政的な支援を行うことは難しいものと思います。

そこで、補助金を支出する立場として、町より観光協会に対して、栈敷席などの有料観覧席を設けるなどにより、自主財源を増やす取組を検討するよう、観光協会に対して要望をして頂くことは出来ないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

政策観光課長（吉田 拓也）

兼若議員の自主財源を増やす取組を観光協会に働きかけ出来ないかの再質問に答弁

をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、観光協会の財政状況については、近年、厳しい状況にあると町として認識しております。

その原因については、昨今、全国的なニュースでもご存じかと思いますが、物価高騰や警備員の人件費の高騰などの影響を花火大会のみならず、桜まつりや凧あげ大会においても受けており、観光協会が実施している事業全体に、そのような影響が波及しているものと考えております。

議員ご指摘のとおり、観光協会の健全で持続可能な財政運営のためには、事業の見直しによる歳出の削減や議員ご提案の自主財源の確保による歳入の増加などに取り組んでいく必要がございます。

花火大会は先ほども答弁致しましたとおり、観光協会が行っている事業ではありますが、町から観光協会に対しまして、交通の問題と併せて健全な財政運営について必要な働きかけを行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

たどつ港花火大会は、本当に多度津町を代表するイベントでもあります。今、ご答弁頂いたように財政面でも厳しいと思いますが、町としては観光協会に対して、補助金の適正な執行と健全な財政運営のために適切なご指導やご助言をして頂きたいと思っております。

以上、6番、兼若 幸一、一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

次に5番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

5番、門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

1. 多度津町プレミアム付商品券について、2. 町有財産の包括的な管理について、一問一答方式でお願い致します。

まず1点目、多度津町プレミアム付商品券事業について質問させていただきます。

現在、多度津町プレミアム付商品券が発行され、町内の店舗に貼られた青いポスターをあちらこちらで見かけます。

お店で商品券を使って買物をする姿も見かけます。

さて、令和2年、新型コロナウイルスが猛威を振るい、感染症対策が必要となり、同年4月には、政府による緊急事態宣言が発令され、全国的に外出自粛が広がり、個人消費が落ち込み、事業所は大打撃を受け、経済は冷え込みました。

本町においても、その影響から逃れることが出来ず、全国と同様に事業所は休業に追い込まれ、経済活動が停滞し、深刻な状況となりました。

このような状況の中、本町におきましては、コロナ禍の影響で落ち込んだ消費を回

復しようとして令和2年度から4年度にかけて、多度津町プレミアム付商品券の発行が行われました。

その後、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、昨年はプレミアム付商品券は発行されませんでした。

しかし、昨今の円高や材料費、人件費の高騰により、食料品や様々な消耗品、また、ガソリン代等の燃料といった生活必需品が高騰し、町民や事業者の方から大きな負担となっているというお声を数多くお聞きしたことから、令和5年12月議会においてプレミアム付商品券の発行について質問させていただきました。

私の質問に対し、町長から令和4年度に実施したプレミアム付商品券のアンケート結果で、町民の方から家計が助かった。今後も続けて欲しいといった意見が多数あったこと。また、事業者の方々からもプレミアム付商品券の発行を望む声が多いことは認識している。

だが、多額の予算が必要なため、町の単独事業で実施することは難しく、国の交付金の動向を注視しながら、事業の実施を検討するといった趣旨の答弁を頂きました。その後、令和6年1月の本町臨時議会において、プレミアム付商品券事業として補正予算3,500万円が計上され、全額繰越しにより、今年度プレミアム付商品券事業が実施されました。

5月より、商品券の使用が開始され、町内のお店で多くの方が商品券を利用している姿を見ると、消費喚起対策として一定の効果があることを実感するとともに今後も継続していくのが必要なことではないかと改めて思うところであります。

そこで、今年度実施されている多度津町プレミアム付商品券について質問させていただきます。

問1.今年度のプレミアム付商品券事業の概要と実施状況について教えてください。よろしく願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の今年度のプレミアム付商品券事業の概要と実施状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町では、多度津商工会議所と連携し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた住民の消費活動の喚起と事業者の経営活動の持続の支援を目的とし、令和2年度から4年度の3年間、「新型コロナウイルス感染症対応多度津町プレミアム付商品券事業」を実施してきました。

この3年間のプレミアム付商品券は、1セット当たりプレミアム率20%の12,000円分の商品券に加え、2,000円分の食事券をセットにし、販売額10,000円で販売し、コロナ禍で休業要請や時短営業の影響のあった飲食店の支援を行ってきました。

このプレミアム付商品券の販売は毎年好評で、1人5セットまでの購入上限を設けておりましたが、抽選による販売となり、発行セット数を年々増やして対応してまいり

ました。令和2年度は、発行セット数10,000セット、発行総額1億4,000万円、令和3年度は13,000セット、1億8,200万円、令和4年度は15,000セット、2億1,000万円と3年続けて発行セット数及び発行総額を増やし、多くの町民の方々にプレミアム付商品券を手にとって頂けるよう、工夫してまいりました。

国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を事業の財源とし、決算額は令和2年度は4,300万円、令和3年度は5,600万円、令和4年度は6,470万円と毎年増額となっております。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行しましたが、原油価格の上昇や円安の影響を受け、急激な物価高騰、人件費高騰等により、町民の生活や町内事業者の経営に大きな負担となっている状況でありました。

そこで、住民の消費活動の喚起及び事業者の経営活動の持続支援を目的とした「物価高騰対策多度津町プレミアム付商品券事業」の実施について再度検討を行い、その結果、令和6年1月の臨時会において補正予算額3,500万円を計上し、繰越明許費として可決され、事業を実施することと致しました。

財源として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用していますが、今回は国の交付割当額が限られていたこと。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が落ち着きを見せている状況となっていたことを鑑み、プレミアム率を20%の商品券のみにすることにより、発行セット数を令和4年度と同じ15,000セットを維持し、発行総額を1億8,000万円と致しました。

また、1人当たりの購入上限セット数につきましては、令和4年度に実施致しました商品券購入者を対象としたアンケート結果より、「1人当たりの購入上限セット数を減らしてでも、多くの人が商品券を購入出来るようにしてほしい」といった意見が多かったことから、1人当たりの購入上限セット数を5セットから3セットに減らし、当選者数が増えるよう工夫を致しました。

少しでも早く町民の皆様のお手元に届くよう、多度津商工会議所と連携し、令和5年度内に準備を進め、令和6年4月1日よりプレミアム付商品券の申込受付を開始致しました。

その結果、はがきの有効申込数5,069通、その申込セット数の合計が14,825セットとなり、発行総数の15,000セット以内であったことから、有効申込者の全員が当選するという結果となり、当初の目的が達成されたと考えております。

さらに少数ではありますが、残ったプレミアム付商品券につきましても有効活用しようと7月に再販売を実施致しました。購入上限セット数を1人当たり2セットに減らし、新規申込者を優先に申込みの受付を行ったところ、はがきの有効申込数3,675通、その申込セット数の合計が7,291セットとなり、売れ残りを含むプレミアム付商品券の残数237セットを大きく上回る申込みとなりました。それだけ町民の皆様の関心が高かったということが伺えます。

プレミアム付商品券につきましては5月18日より利用が開始され、商工会議所に確認したところ、令和6年8月30日時点の換金総額は1億3,671万1,000円となっており、発行総額の約76%が換金され、物価高騰等の影響により悪化した町内景況の早期回復の一助となっているものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問、問2です。多度津町プレミアム付商品券の販売について、町民への周知はどのように行いましたか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

門議員のプレミアム付商品券の販売の周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

物価高騰対策多度津町プレミアム付商品券の町民への周知については、まず、本町のホームページに令和6年3月25日に掲載するとともに「広報たどつ」4月号にも掲載しました。併せて町の公式LINE、Facebook、Xでも情報発信しました。多度津商工会議所においても、ホームページや同会議所が発行する「会報たどつ 4月号」に掲載して頂きました。

また、同商工会議所で作成されたポスターやチラシについては、新聞折込みを実施するとともに商品券取扱店舗へポスターの掲示を依頼し、町からは町内公共施設及び駅への配布を行いました。これらの取組により、幅広い世代の町民へ周知が行き渡ったと考えています。

なお、再販売についても改めてチラシを作成し、同様の周知を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問3番です。今回のプレミアム付商品券事業について、町民や事業者の方々から意見等がありましたでしょうか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

門議員の今回のプレミアム付商品券事業について町民や事業者からの意見等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の物価高騰対策多度津町プレミアム付商品券についても町民及び事業者に対してアンケートを実施します。

町民の方々からのアンケートについては、事業の実施主体である多度津商工会議所に確認したところ、購入者のうち1,000名に対しアンケートを配布し、約3割の回答がありました。8月31日がアンケートの回答締切であったため、最終的な集計結果はまだ出ていませんが、8月末の時点では「家計の支援になった」という回答が約9割、「町内での買い物の機会が増えた」という回答が約8割と多く、「いつもよりワンランク上の商品・サービスが買えた」という回答も約4割ありました。

また、自由記述欄よる回答では、特に年金受給者を中心に、プレミアム付商品券の発

行が「助かる」「ありがたい」「役立った」といった声が多く、アンケート結果からもプレミアム付商品券の発行について、一定の効果が表れていると考えています。事業者については、今後実施される事業者向けアンケートにより意見を収集したいと考えていますが、現在のところ商工会議所に寄せられた意見は特になく、このプレミアム付商品券事業が好意的に受け止められ、町内で定着し、目標とした住民の消費活動の喚起及び事業者の経営活動持続支援の効果が発揮されているものと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

今回は臨時交付金を財源とし、その交付金額も限られている中であっても町内の消費喚起とその利益を町民や事業者に広く還元出来るよう、町と商工会議所が連携し、工夫しながら事業が実施されたことが分かりました。

引き続き、町民や事業者の声に耳を傾け、事業を実施されるよう、お願い致します。続きまして2点目、町有財産の包括的管理について質問させていただきます。

町役場において、町有財産として土地、建物等の不動産を数多く所有し、その管理を行って頂いていることですが、例えば、桃山地区において町有地に草木が生い茂り道路まで伸び、歩行者や車両の通行を妨げている箇所も見受けられます。また、町有財産のうち、法定外公共物、いわゆる官地なども同様に維持管理に苦慮されているのではないのでしょうか。このような町有財産の管理には多くの人手と多額の予算が必要であります。

同じように、水利組合や自治会が管理する農道・水路等に置いても地元の大きな負担となっており、多くの自治体においても大きな問題となっているところがあります。

令和5年の12月議会において、藪内議員が法定外公共物と官地の管理について質問されました。この質問に対し、いわゆる農道の管理については、日常的に使われている草刈りに代表されるような維持管理や軽微な損傷に対する補修については、原則、受益者である地元水利組合を初めとする地元関係者にお願いしており、必要な材料については、原材料支給で対応していると産業課長より回答がありました。

また、利用者のいない農道及び不特定多数の利用者がいる管理されていない農道、いわゆる生活道の管理については、建設課長より産業課と同じく受益者である水利組合や自治会など地元関係者にお願いしていると回答がありました。

しかしながら、市街化が進み、団地が形成された住宅地等の農作業が行われていない地区では水利組合の管轄外になることが多く、さらに自治会、水利組合共同の問題として、加入者の減少や高齢化により維持管理が困難になっているのが実情であります。

これらの町有財産の管理については、超高齢化社会が進み、すぐそこにある現状を見据え、喫緊の課題として、行政において包括的に行っていく必要があるのではな

いでしょうか。

そこで、町有財産の包括的な管理について質問させていただきます。

1. 現在、町有地は総務課、農道は産業課、生活道は建設課という問合せ窓口が複数あることから、相談者がどこへ行けばいいか分からないと言われております。窓口のワンストップ化を検討して頂けないでしょうか。

また、町有財産の所轄において、一本化することはお考えでしょうか。お伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の窓口のワンストップ化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

来庁者に対する担当窓口の不明瞭さは、町有財産管理の窓口に限らず、その他の町業務全体における共通の課題であると考えています。

町全体業務の窓口のワンストップ化については、町役場の新庁舎を建設する際に議員の皆さんにもご参加頂いた検討会において、町業務全体の共通窓口となる「窓口コンシェルジュ」の設置を協議しましたが、来庁者に町職員が寄り添って対応するということとしたため実現しなかったという経緯があります。

住民サービスの向上を目的とした町全体の業務窓口のワンストップ化については、機構改革を含めた組織改編の際に引き続き、協議していきたいと考えています。

また、町有財産所管の一本化についてですが、現在、町有財産の所管課は、普通財産は総務課、道路は建設課、農道・水路は産業課、また、行政財産はそれぞれの施設等を所管する担当課とそれぞれ異なっています。これは、各々の町有財産の所管について根拠となる法令等が異なっているためです。

根拠となる法令が異なっていますので、各々の町有財産の管理のための目的・方法・手続きも自ずと異なったものとなります。

町の例規に則した業務執行の正確性、効率性といった性質上、これらの町有財産の所管窓口について一本化することは難しいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

窓口コンシェルジュの設置を協議したが、実現しなかったということで、代わりに来庁者に寄り添って対応すると言われておりますが、現状、少し足りていないように感じられます。

住民目線で言いますと所轄や根拠法令は関係なく、ここに行けば相談に応じてくれるという窓口を切望しています。ご答弁にあったとおり、所轄や予算、法令では別々でそれらの一本化は難しいかも知れません。

しかし、相談窓口と町有地の管理については原則の枠組みを見直し、もう一度組み直すことによって一本化が可能ではないでしょうか。

総合窓口のワンストップ化についても、組織編成の際に検討を行うということですが、

実効性を持たせるための検討をお願いしたい。それは私の意見とさせていただきます。
次の質問にまいります。

町有財産の管理のうち、草刈り等の維持的な管理について、地元では高齢化等により実施が困難な場合や不特定多数が利用するが、管理者がいないというところについては、行政が機動的に対応出来るよう、組織を編成して頂きたいのですが、いかがでしょうか、お伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の機動的に対応出来る組織の再編についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町有財産のうち、農道や排水路、共有用地などの管理は、主に受益者たる地元関係者による管理をお願いしているところでございます。不特定多数が利用する町有財産の管理についても受益者の確認を行った上で、同様の対応を行っています。

現在、高齢化等により受益者である地元関係者による町有財産の管理が困難となっている場合もあるとの意見もお伺いしております。

しかし、地元受益者による管理という方法をとる利点として、維持管理を行う上での様々な問題への対処を迅速・的確に行えるという点があります。町が全体的な町有財産の日常的な維持管理を行う場合は、限られた予算等の要因でスピード感のある対応は困難であると考えております。

このことから現状の受益者による管理が最も適切な方法であると考えており、今後も協力をお願いしたいと考えております。そのために、町は管理に必要な原材料の提供や技術的な支援を継続して行います。

一方、地元の管理者がいない町有財産については、それぞれの財産を所管する担当課が対応することになっています。その対応すべき物件の面積等の条件によっては、複数の課が協力して事業を行うことも考えられます。新たな組織を再編することなく、前述のような対応を取っていきたいと考えています。

今後も町有財産の種類や状況、また、地域の実情などを調査し、それぞれの適切な管理方法を検討します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。ご答弁の中で地元関係者が高齢化等により管理が困難となっている認識がありながら、依然として色々な問題に迅速、的確に行えると言っていることに矛盾を感じます。

官地の管理に関しては、以前より多くの議員の方々が質問してきたが、大きく変わっていないように思われます。

超高齢化社会が目の前に迫っている中、草刈り等、農業用地における官地などの維持的な管理が難しくなっている地元組織に対して、高齢化率や加入者数減少など、管理が難しくなっている地元などに対して本町から具体的な支援が出来ないか、お伺い致

します。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にご答弁を差し上げます。

確かに、高齢化等によって地元の管理がしにくいという状況は確認してございます。先ほどの産業課の課長の答弁にもありましたとおり、国の方の施策が少し変更になりまして、多面的な補助金を全町的に活用することが出来るようになっております。このような国の制度の変更でありますとか県の制度の変更、これも今からあるかも分かりませんが、そういった制度の変更を確認して本町で利用出来る制度があれば、それを迅速に活用していきたいと考えております。また、本町独自の制度ということでございますけれども、こちらに関しましても本町の財源、財政的な状況を鑑みながら、どこまで財政的に対応出来るのかということも併せて検討していきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

町が管理する用地については、町内に広く点在し、その様相も色々と管理に苦労されていることは容易に想像できます。しかし、住民の方々が生活する以上、その管理は必要です。

また、農道や生活道の管理については、受益者である地元住民が行うという原則は理解出来ます。

しかしながら、既に高齢化や水利組合や自治会といった地元組織の加入者が減少している現状では、対応が困難になっている地域もあります。

それら町有財産の管理について、行政における包括的な対応を進めるためにも、お答えして頂いた内容に沿って検討を継続して頂きたいと思えます。

私の一般質問は、これで終わります。

議長（小川 保）

これをもって、5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩を致します。

議場内の時計で、2時30分から開始致します。お願い致します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時30分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子です。9月議会の一般質問をさせていただきます。

一つ、過去に質問をさせて頂いた内容の進捗状況について、一つ、町職員の働く環境について、以上、大きく2点を一問一答方式でお願い致します。

まず初めに、2024年6月議会、先の6月議会で質問をさせて頂いた旧庁舎についてです。

旧庁舎だけではなく、様々なことを検討するプロジェクトチームというものを立ち上げたと6月議会でご答弁頂きました。

旧庁舎について検討もしているということでしたが、何を検討されていますでしょうか。その後、どのようなことが決定されていますでしょうか。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪議員のプロジェクトチームでの検討についてのご質問に答弁をさせて頂きます。議員ご質問のプロジェクトチームについては、令和3年度に設立した「多度津町公共施設再編・町有地有効活用検討プロジェクトチーム」の枠組みを活用し、今後の公共施設の在り方について議論を行っています。

なお、当該プロジェクトチームは、設立時点では庁内の一部の部署のみで構成され、全庁的な体制とはなっていなかったことから、今年度に設置要綱の一部改正を行い、副町長をリーダーとして教育長及び全所属長が参加する全庁横断的な体制として再編成を行っております。

これまでプロジェクトチームでの議論において決定した事項はありませんが、大きく分けて2つのステップで議論を行っております。

1つ目が、既存施設の現況調査です。

機械設備や車両等を除き、個別施設計画に掲載されている全ての公共施設について施設ごとに現状の課題などを各部署において洗い出し、プロジェクトチーム内で共有を行いました。

次に2つ目が、今後、10年以内に必ず実施しなければならない公共施設に関する事業の優先順位付けについてです。

先ほど申し上げた公共施設の現況を踏まえ、施設所管課として、今後、10年以内に必ず実施しなければならない事業を検討した上で、更新などを実施すべき施設やその更新年次などを洗い出し、随時プロジェクトチーム内で共有を行っております。

今後については、引き続き、10年以内に実施しなければならない公共施設の優先順位付けについての検討を進めていく予定ですが、議員ご指摘の旧庁舎及び旧総合福祉センターの解体については、プロジェクトチーム内でも可能な限り早期に実施すべきとの共通認識を持っており、いつ解体し、跡地をどうすべきかの方向性について、優先的に検討を行っているところです。

なお、公共施設全体をどのように維持・更新していくのかは、長期的にも本町の重要な課題であり、職員一人一人がしっかりと認識を共有しながら、継続的に取り組んでいく必要があることから、プロジェクトチームでの議論については、その都度、全職

員へ情報共有を行うとともに必要に応じて広く職員提案を募るなど全庁的な取組として進めております。

今後、プロジェクトチームでの検討を経て、解体や跡地利用などの方針が決定したものに関しては、随時、施設や事業を所管する部署より遅滞なくご報告させて頂く予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対し、再質問が3つあります。

1つ目は、10年以内に実施しなければならない公共施設と先ほどありましたが、こちらは、どのようなものが挙げられていますでしょうか。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、プロジェクトチームで10年以内に実施しなければならない事業につきましては、今のところ、洗い出しを継続的に行っているところでございまして、確定はしておりませんが、今現在は町営住宅の撤去でありますとか、あと町民体育館、社会教育施設の更新、その他、もちろん旧庁舎の撤去等ですね。10年以内に実施しなければならないということで、各部署からそれぞれ課題となる施設が出て来ております。

ただ、今のところ、まだ全て確実に吸い上げが出来ている訳ではございませんので、今現在行っているというところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

2つ目の再質問です。こちらのプロジェクトチームのリーダーである副町長に質問をさせていただきます。

こちらの旧庁舎については、いつ解体し、跡地をどうするべきかの方向性について考えているということなんですけども今、空き家とかは再利用、再活用というのが、多くあるんですけども、やはり選択肢っていうのは解体一択なんではないでしょうか、お伺いします。

副町長（岡部 登）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

庁舎につきましては、やはり、あれ以上もたないということで、新しい庁舎を建てさせて頂きましたので、それを再利用するということは難しいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

3つ目の再質問になります。

またプロジェクトリーダーの副町長に質問なんですけども、庁舎移転時には多度津高校との協議を旧庁舎は行っていたということは承知しておりますが、その協議が不調に終わってから、プロジェクトチームを立ち上げる。今年の5月に立ち上げられたと思うんですけれども、その間、なぜ検討を旧庁舎についてして来なかったのかお伺い

します。

副町長（岡部 登）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

県が購入出来ないっていうお返事を頂いてから、それからずっと放ったらかしにした訳ではなくて、どういった方法があるのか、どういった方法で考えればいいのか、そういったことを検討しておりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次に、町長に質問です。

危ないので侵入防止柵を設置するとの答弁を6月議会で頂きましたが、現在も進入可能な状況です。町民の安心・安全が第一の優先と思われますが、こちら余りにもちよっと動きが遅いかなと感じております。

旧庁舎の壁からの落下物から身を守るために板を立てる予定であることを聞きました。その板を立てるために補正予算で800万円計上されております。

そもそも新庁舎を建てる際に旧庁舎の対応というのを考えていれば、このような予算は使わなくてよかったのではないかなと感じております。

ただでさえ予算がない。お金がないと言っている町長の発言と行動が矛盾しているように思いますが、お考えをお聞かせ下さい。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の侵入防止柵の設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和4年6月6日に現庁舎及び地域交流センターが開庁し、2年3箇月が経過致しました。この間、多くの町内外の方々に利用されております。

庁舎等を運用する中で住民や議会の皆さんから様々な意見を伺い、その課題について改善・改良を行い、より使い勝手の良い施設になるように今も努めております。

現庁舎等の建設を計画した当時から町の財政状況等を考慮し、華美な施設とならないように必要な施設や設備の取捨選択を行い、その都度、議会への報告と意思統一を図って予算化し事業を執行してきたところであります。

その協議を行っている際には、旧庁舎、旧総合福祉センター等の取り壊しや跡地利用計画について具体化するには時間を要するため、たちまちの解体は見送ることになりました。また、タイル等の崩落に係る科学的な根拠が不足していたため、危険防止パネルいわゆる成形鋼板の設置については、庁舎建設計画時には具体的なスケジュール等の決定には至りませんでした。

現在、旧庁舎と旧総合福祉センターには、「立入禁止」を明記したバリケードを設置し、侵入防止の対策をとっている状態です。落下物を防ぐための成形鋼板の設置につきましては、予算を確保してからの対応となるため、9月定例会で補正予算が可決された後に実施する見込みであります。

また、住民の安全と安心を守る必要な事業について遅滞なく実施出来るよう、庁舎内

において各課横断的な対応を協議する「政策企画調整会議」及び「政策企画会議」を本年5月に設置し、各課が協力して取り組む体制を整えております。

今後、予算規模の大きな事業を検討する際には、その時の財政状況を分析することはもちろんのこと、その事業に関連する事業についても遺漏のないように協議・検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対して再質問を2つさせていただきます。

1つ目は、先ほど取壊し跡地利用の計画のために具体化するために時間を要するためとありましたが、時間を要しても必要なことってというのは、しなければならないのではないのかなと思います。

今後もし、他のことを検討するときに具体化するのに時間を要するためって見送られたら困るなと思うんですけれども、そこのお考えをお聞きます。

副町長（岡部 登）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

確かに時期的にはそのとおりでございます。早目にするに越したことはないんですが、私どもが検討したというのは、どうやって造るのか、いつ造るのか、それから先ほど政策観光課長もありましたけれども、今後10年間、色んなことをしなければなりません。

しなければならないことを吸い上げて、それでいつするのがいいのか、時期的に財政的な平準化ですね。この年はいっぱい使うけれども今年はあるまい使わない、そういったことがあると財政的に厳しい状況になりますので、そういったことがないように、住民の方に迷惑の掛からないよう平準化をするということで、財政的なことも考えて現在のような状況になっている次第でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々質問なんですけれども、私の質問は具体化するために時間を要するものは、今後も見送っていかれるんですが、どうして見送ったんですかっていう質問だったんですけれども、そちらについてのお答えを頂けますか。

副町長（岡部 登）

藪議員の再々質問にお答え致します。

見送る見送らないじゃなくて、やらなければならないことは、やらなければならないんですね。そのやらなければならないことをいつやるのかということを検討しておったという次第でございます。

議員（藪 乃理子）

再質問の2つ目なんですけれども、タイル等の崩落に係る科学的な根拠が不足していたためと先ほどの答弁頂いたんですけれども、今、板を設置するっていうのは、科学

的根拠が出来たからなんですか。それとも危ないという、町民の皆さんの声があるからなんですか。お伺いします。

総務課長（谷口 賢司）

藪議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

旧庁舎の方なんですけれども、少しコンクリート片、また、旧福祉センターの方も小さなコンクリート片の落下等がございました。

それを受けて、もう老朽化の方が激しくなっているということが、現実問題として発生している。そして先日6月の一般質問の中で藪議員さんの方から質問があったとおり、藪議員さんの方からすごくのんびりしているなと思っています。やっぱり、町民の皆さんの命に関わるようなことなので、迅速な対応を求めたいと思います。というような藪議員さんからご要望がありました。

それで、全体的な実際の建物の状況でありますとか、町民の方々のご意見、また、議会からのご意見、そういったことをお受けして総合的に考えて、この議会の中で成形鋼板の設置という部分を予算要求させて頂いたということになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

一般質問に戻ります。次に、町長がいつもおっしゃっている行財政改革のことなんですが、前回6月議会で、私の旧庁舎に対する一般質問の中で、町長のご答弁では、15億円貯まらないと大きな事業は何もしないとおっしゃっていましたが、次の事業とは何なんですか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の財政調整基金残高と次の大規模な事業との関係についてのご質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金とは、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であります。また、地方財政法第7条及び多度津町財政調整基金条例第2条第2項の規定において、決算剰余金が発生した場合、2分の1以上は財政調整基金に積み立てておかねばならないものであるため、各年度において決算剰余金が発生し、財政調整基金から一般財源への繰入を行わなければ残高は増えていくものであります。本町の財政調整基金の残高は、平成19年度に1.9億円となって以降、財政調整基金残高の回復に努めたため、平成25年度には17.4億円まで回復致しました。その後は中学校改築や消防庁舎、防災行政無線、緊急避難路や小学校の空調設備改修、庁舎及び地域交流センター建設など南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害から町民の皆様を守るために必要な防災対策を中心とした大規模普通建設事業を継続して実施してきたことにより、令和5年度末の残高は12.2億円となっています。

議員からのご質問の財政調整基金残高の目標額15億円については、本町は地理的特性として瀬戸内海に面しているため、多度津港をはじめとする複数の港や高見島・佐柳

島の有人島を有しております。

また、桜川や弘田川など、各河川の最下流にあることや平野部だけでなく山間部にも多くのため池があることなど陸地部においても災害時において配慮すべき箇所を多く抱えていることから、大規模な災害が発生した場合に備え、10億円程度は財政調整基金残高を確保しておきたいと考えております。

また、通常の住民サービスにおきましても予期せぬ事態や様々な住民ニーズに応じた柔軟な財政運営を行っていくためには一定の財政余裕が必要であり、町民の皆様の生活を支えるためのサービスを安定的に提供するため、5億円程度を確保しておく必要があると考えております。

このように、財政調整基金残高の目標額15億円は、大規模な災害発生時の対応として10億円、通常の住民サービスを安定的に提供するための5億円の合わせて15億円を私の1つの目安として考えております。

なお、現在、政策観光課を中心に「公共施設再編・町有地有効活用検討プロジェクトチーム」を発足させて、本町の今後の公共施設等の在り方について協議・検討を行っております。このプロジェクトチームにおきましては、旧庁舎・旧福祉センターの跡地利用が最も優先すべき課題であるという前提で協議・検討を行っており、来年3月を目途に議員の皆さんに本町の今後の公共施設等の在り方について、一定の報告をしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

こちらは要望なんですけれども、財政はもちろんなんですけども何事も10年先・20年先の未来を見据えてのビジョンをやっぱりお示し頂きたいと思います。

どのような方向に向かって町政を進めていくのか、町長のお考えというのを私たち町民はもっと知りたいといつも思っております。

2つ目の質問に入ります。職員の働く環境についてです。

町職員の離職率は依然高い状況です。町職員の定数に関する条例では定数246名です。そして、現在の町職員数は196名、その差50名です。多度津町職員の定数に関する条例の附則には、平成30年4月1日からの施行とありました。

それからデジタルの進歩も進み、条例の数ほどの職員数は必要ないのかも知れません。また、人件費のことも考えると増やしがたいのかも知れません。しかし、全体的に職員が不足している状況だということも聞きました。

以前、議員の一般質問で近年の離職率をお聞きさせていただきました。今年3月の離職率、離職人数というのはどうだったんでしょうか、お伺いします。

町長公室長（山下 佐千子）

藪議員の今年3月の離職率、離職人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。まず、離職人数でございますが、今年3月の退職者7名のうち、定年退職者は0名、香川県広域水道企業団への身分移管者2名を除きました5名となります。離職率は3

月の職員数194名のうち、離職者数5名で2.6%となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次に、離職されていく方々はどのような理由で離職されるのか、町は理由を把握していらっしゃいますか。改善出来るところは改善方法も実施されているのでしょうか。もし、されているのだとしたら、具体的にどのようなことをされているのか、教えてください。

町長公室長（山下 佐千子）

藪議員の離職の理由とその改善方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。離職の理由につきましては、相談又は申出のあった際に本人から一人一人お聞きしておりますが、個人に関わる話のため、具体的な内容については申し上げることが出来ません。また、職員の離職につきましては、本町として大変重要な問題であると捉えております。

近年、少子化により就職希望者数が減少し、それに伴いまして退職者数を補える新規採用が難しくなってきております。さらに国の就職氷河期世代の活躍支援も相まって、人材の流動性が急速に高まっております。

こうした社会的要因が、離職の増加に繋がっている一因でもあります。このような中、本町におきましては、採用時の年齢制限を撤廃したり、試験の実施を複数回にしたりなど採用に係る対策をするよう努めております。

また、職員が働きやすい環境を整えることが重要と考え、ハード面での職場環境の整備だけではなく、ソフト面でストレスチェックやメンタルヘルス研修等のメンタルヘルスサポートの強化を実施しております。

また、職員のモチベーション向上を目的として、スキルアップのための研修等様々な研修を紹介しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

町長に再質問をさせていただきます。

先ほど答弁で、少子化により就職希望者数も減少しとありまして、このような社会的な要因が離職の増加とか職員数の不足にも繋がっている一因でもあるとありましたが、社会的な要因が一因であって、その他の要因は何であるとお考えでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の再質問にお答えをしてみたいです。

離職率が高いとか離職する人が多くなった。これは社会現象とか、それから国の政策にもよってくると思っています。今、国の方としては、働き方改革、そして、リスクリング、学び直しですね。こういうことを積極的に奨励しております。

そうすることによって、入ってきた職員の方も自分で色んなことを学んでいく。それは、ごく当然のことで、自分のスキルとか、それからキャリアを上げていく。そうい

うことになってくると、その人が元来、本当はこういう仕事につきたかったんだ。本当はこういう仕事を希望してたんだというところに手が届くところまで、スケールがアップする。そうするとその人は、多度津町役場じゃなくて、本来、自分が求めてた職場、そこに行くことが多くなりますね。それは、もうごく当然のことだと思ってます。ですから、離職率が高いとか低いとかってということよりも、そういう社会になって来ている。国の方針として学び直し、リスキリングとか、それは全て働き方改革によるものでありますので、そういうのが世の中、社会の流れになって来てます。そういう中で、私どもは出来るだけいい職員って言ったらいいのか、優秀な職員を何とか留めておく必要に迫られています。

今、私が申し上げたような学び見直しとか、働き方改革によって自分のスキルを上げていった職員は優秀な人です。優秀な人ほど辞めていく。そういう現象が起こっていることにもなります。ですから、私どもは今の役場の魅力を上げていくこと。この多度津町役場で仕事がしたいんだという、そういう気持ちを強く持ってもらえる。そういうようなことを今からも考えていかなきゃいけないんじゃないか。そういう国のとか、そういうことに対応していくために、やはり私どももそういう職員の多度津町に対する愛着とか、そういうものを持ってもらえるような、それは、私ども職員、私どもも含めて、それで醸成していかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。説明になりましたでしょうか。

議員（藪 乃理子）

再々質問なんですけれども、学び直してスキルアップをした方、働きがいのある職場がこの多度津町であって欲しいなと思うんですけども、優秀な人ほど辞めていくというのは、問題ではないでしょうか。残っている方は。

町長（丸尾 幸雄）

済みません。ちょっと誤解を与えてしまったかも分かりませんが、今そういう傾向にあるっていうのは間違いないことです。だから、それを先ほど申しましたように、私どもはそういう方が辞めていくのを防がなきゃいかん。それはどうすればいいかっていうことを考えていくと、多度津町役場の魅力を自分がやりたいんだっていう、やる気とか魅力とか、そういうものを醸成する環境が必要じゃないかな。それを今から作っていくのが、私たちの務めだと思っています。以上です。

議員（藪 乃理子）

再々々質問なんですけれども。ということは、この離職率って高かったりとか職員の方が不足しているというこの状況なんですけれども町長のお考えを聞いたら、優秀な人ほど辞めていかれる傾向にあるということは、実際そういうことなんですよ。そういうような職場環境である、この多度津町の、その環境がやっぱり高い離職率とか就職を希望する方が少なかったりっていう原因の一つなので、対応・対策が必要だとお考えでしょうか。

副町長（岡部 登）

藪議員の再質問にお答え致します。

多度津町だけが、環境が悪くて離職者が増えてるっていうことではなくて、先ほど公室長も申しましたように、少子化によって辞められる方は、ある一定数おるんですが、入ってくる方が、例えば今までだったらこの位の方が入って来られるっていうところが、そこに少なくなってきたということがまず1点。それと先ほど町長が申しましたように国の施策として、これもやっぱり少子化なんですけれども、成長産業に優秀な人材を投入して、生産性を上げたいっていうのが国の政策であります。

ということは、今現在、多度津町内の中にいらっしゃる方でも自分の能力を生かして違うことがやりたいという風に思う。そういう自由な労働力の流動性が高まって来たっていうことが、この離職率の多度津町だけじゃなくて全部の市町村、一昨日位ですか、新聞にも記事が載ってましたけれども、徳島の方では、色々、メンター制ですか、そういったことも指導者みたいなのを5年間ぐらい新人さんに付ける。そういったこともやってますし、色んな施策をやってます。ですので、魅力がないからっていうんじゃなくて、自由な自分の能力をもう少し生かしたいという人たちが自由にそういうことが発揮出来るような世の中、社会になって来たということが一つの原因だという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

こちらは要望なんですけれども、全部の市町村というのが、そういう傾向にあるとあっても、町独自で町としても何か対応をとらなければ、いけないなと思います。今後も学び直したりスキルアップした方が、ここでずっとこの能力を生かして働きたいという優秀な方がずっとここにいて下さることを願います。

次に世間でも話題になっているハラスメントについてです。ハラスメント窓口は現在、内部・外部両方にありますか。

その窓口相談に来ていらっしゃいますでしょうか。相談件数や相談内容がもし教えて頂けるのであれば、頂ける範囲で聞かせて下さい。

町長公室長（山下 佐千子）

藪議員のハラスメントの窓口についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津町職員のハラスメントの防止等に関する要綱第7条第1項の規定により、職員からのハラスメントに関する申出及び相談に対応するため、相談を受ける職員を相談員として町長公室に配置しております。同要綱の施行から3年間で、ハラスメントに関する相談は、令和4年度、5年度にあり、本年度は現在のところ、ございません。

相談件数や相談内容につきましては、個人情報保護と相談者のプライバシーを考慮するため、公表を控えております。これらの相談に対し、1件1件、丁寧な対応を心がけ、職場環境の改善に努めております。

また、外部の相談窓口ですが、同要綱第7条第5項には、職員は相談員のほか、公平委員会に対しても相談することが出来るとしております。公平委員会の事務は県へ委託しておりますので本町を通さず、直接、県の相談窓口へ相談することが出来ます。公平委員会での相談内容に関しましては、本人の了承がなければ、同委員会が本町に問合せをすることはありませんので、本町では把握しておりません。なお、同要綱については、いつでも見る事が出来るよう、職員へ周知を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

提案と意見なんですけれども、町長公室にそういうハラスメントの窓口っていうのが、配置されているということが分かりました。しかし、相談したくても相談出来るのかと想像します。例えば内部の方がハラスメントを受けているとして、その相談を同じ内部の方っていうのに出来るのかなと。プライバシーを守りますとあってもかなり勇気の要ることではないでしょうか。

内容が漏れてしまったらどうしようかっていう風に躊躇されることも容易に想像出来ます。声を上げにくい環境だなとは思いました。外部のハラスメント窓口相談出来るということも職員の方々に積極的に周知をしてもらいたいと思います。

実際に、私はハラスメントの相談を受けました。とても驚いたと同時に職員の方々がどのような環境に置かれているのかととても心配になりました。おかしいことにおかしいと声を上げられる環境であって欲しいなと願います。色んな理由ではあるんですけども離職率が高い。職員一人一人がやっぱり残された方に負担がかかってきます。働き方改革にも影響してくると思います。

離職の理由として、例えば窓口にいる方々のカスタマーハラスメントの対応が大変だということも他の市町村のニュースなんかでも聞きました。窓口対応の職員だけじゃなくて、役場全体で対応して頂きたいと思います。

職員がこれ以上減ってしまうと住民サービスにも影響が出て来ます。

職員一人一人が多度津町の財産だと思っておりますので、どうか守って欲しいと思います。

以上、1番、藪 乃理子の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、1番、藪 乃理子 議員の質問は終わります。

次に10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。

通告順により次の質問を致しますので、ご答弁をよろしくお願い致します。

今回の質問は、また、財政の問題についてタイトルがちょっと私の思惑とは違っておったんですが、財政の健全化率についてというタイトルがついておりましたが、実は

2 ページ目に書いております「10年後を見据え、財政健全化比率 2 桁を目指すのには」っていうのが私のタイトルでございます。

財政のことばかり聞いて前回も副町長に質問して、今回もまた無理なお願いをして大変申し訳ないと思っておりますが、副町長は今まで総務課、また、産業課、また、町長公室など、色々歴任されまして非常に知識がおありで、機知に富んだ方ですので、是非、胸を借りたいと思ひまして、今回質問をさせていただきます。

それでは、質問させていただきます。前回、一般質問において、財政健全化について質問致しました結果、当局、岡部副町長よりの回答は、財政健全化の数値は全国レベルからすれば高い数値であるが、財政破綻した自治体とは、やや財政的な構造が異なっており、今後、同様の結果にはならないと考え、今後、将来負担比率を含む財政健全化比率の改善に向け、起債残高の縮減や事業の改善に取り組む。と回答され、本町の財政的な内容は、標準財政規模においては約58億円であり、財政力指数は0.6と香川県市町では、標準より、やや上であると答弁されました。

しかしながら、令和 5 年度は、将来負担比率169.0と若干数値は下がってまいりましたが、依然高止まりの状態であります。是非とも財政力があり、活気あるまちになって欲しいと願うところであります。

そこで、次の質問に入ります。ご回答は是非、前回と同様、岡部副町長にお願い致します。

10年後を見据え、財政健全化比率 2 桁を目指すのには。1 点目、標準税収入は、ここ数年、増加傾向であります。将来的には減少する傾向ではないでしょうか。答弁をお願い致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の標準税収入額の将来的な見込みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

標準税収入額とは、地方税法に定める法定普通税を標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込み額であり、地方自治体の標準的な税収入額を示すものでございます。

本町の令和 5 年度の標準税収入額は、30億6,592万5千円であり、ここ10年間では最も高い年度が平成26年度で33億6,756万1千円、一方で、最も低くなった年度が平成28年度で27億9,477万4千円となっております。年度によって濃淡はありますが、概ね30億円程度で推移しております。

これまでの傾向を踏まえたと今後の標準税収入額は、概ね横ばいの状態が続くものと見込んでおります。

また、町税収入が大きく減少した場合、普通交付税で補填される側面もあるため、標準税収入額が減少する傾向にあった場合においても、本町の歳入がそれに伴って減少し続けていく状況にはないのではないかと考えております。以上、答弁とさせ

て 頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に再質問をさせていただきます。

副町長がおっしゃったように、ここ数年、財政規模、標準財政規模を私なりに調べてまいりました。

これでちょっと標準財政規模について、過去5年間、調べてまいりました。標準税収入は令和元年度で、34億7,000万円。令和2年度から、この標準税収入というのは、あまり推移はしておりません。ですから、本町の標準税収入は、非常に安定していると。また、普通交付税も令和元年これ15億9,000万円。それから徐々に上がっておりまして、令和4年度には20億円を超え、令和5年度には21億1,000万円と総額で約58億円ぐらいと見込んでおります。

再質問でございますが、生産年齢人口が調べますと56%台と数値は高く安定しているため、標準税収入は、将来的に減少が懸念されると思われます。しかし、減少をすれば、普通交付税が増加致します。標準で財政規模58億円は、見通しとして何年ぐらい継続されると思われるのでしょうか。再質問致します。

総務課長（谷口 賢司）

ただ今の古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの、もう一度、投影してもらっていいですか。古川議員さんがお示し頂きましたこの標準財政規模に関するこの資料でございます。少し訂正をさせていただきます。すけれども、この標準財政規模を表わす言葉なんです、標準税収入とございます。これは、標準財政規模を表わすのには、標準税収入等というのが正しい言い方でございます。

この等というんですけれども、標準税収入額等の中には、いわゆる先ほど来、話があります、この標準税収入と、これに地方譲与税、交通安全対策特別交付税、これらを含めたものが、標準税収入額等という表現になります。

ですので、それをちょっと訂正させていただきます。そして、そのうち地方譲与税に関しましては、その年々によって濃淡ありますけれども、多少凸凹はしますけれども、今のところは増加傾向にあるというところでございます。

それと生産人口の話が出ましたけれども、済みません、ちょっと今私の方で資料を持ち合わせておりませんので、生産人口に関しては今お答え出来ないんですけれども、因みになんです、本町の常住人口の話で言わせて頂きますと平成18年度で2万3,689名でございました。

そこから徐々に減って、令和2年では、2万2,300人程度、令和3年度からは2万1,600人、令和4年が2万1,400人、令和5年度が2万1,300人と徐々に減ってきてございます。

一方、税収入に関しまして、約6年間の話でございますけれども、古川議員さんがお

っしやいました個人の住民税でありますとか、恐らく法人町民税もお聞きになると思いますので、併せて申し上げますけれども個人町民税でありますと平成30年度が10億5,000万円程度でございました。そこから徐々に微減をしまして、令和元年度では10億3,800万円。令和2年では10億4,400万円。令和3年では10億1,600万円、令和4年では10億800万円。令和5年では10億700万円と微減になっております。

一方、法人町民税でございますが、平成30年度が2億5,900万円程度。令和元年が3億4,500万円。令和2年が2億2,900万円、令和3年が2億1,000万円、令和4年が2億1,200万円。令和5年が2億1,100万円という形でございます。

この法人税、個人町民税、また、法人町民税に関しましては、緩やかな減少傾向にあると考えてございます。

ただ、町税全体で見ますと固定資産税、軽自動車税、都市計画税、たばこ税などを含めた町税全体で見ますと各年度凸凹はあるんですけれども、ほぼ横ばいであると考えてございます。

これは、例えば、町税全体の話でございますけれども、平成30年度では、30億3,800万円。令和元年が31億3,600万円。令和2年が30億6,100万円。令和3年が30億1,000万円。令和4年が30億3,900万円。令和5年度が30億5,100万円となってございます。

また、この中にもありますけれども普通交付税でございます。普通交付税に関しましては、ここのところ緩やかな増加傾向にございます。平成30年度では、15億2,200万円程度でありました。令和元年が15億9,000万円。令和2年が16億3,900万円。令和3年が19億8,800万円。令和4年が20億円。令和5年度が21億1,500万円という形で普通交付税に関しましては、緩やかでありますけれども増加傾向にございます。

先ほどの質問にございました標準税収入でございますけれども、これに関しましては、以上の結果から恐らくこの5年、ちょっと10年先までは分からないですけれども、ここ5年の間では、ほぼ横ばいが続くのではないかと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

先ほどの再質問の答弁で、生産年齢人口でお答えにならなかったもので、私、調べてまいりましたところが、2015年で1万3,557人で、生産年齢人口の割合、総人口の割合で割ったものが57.3%ございまして、2024年まで推移していきますと56.53%でありまして、人口割でいきますと全然、生産人口は減ってないんですね。これが多度津町の底力であって、やはり税収入を保っている。横ばいっていうのは、こういう風な根拠があるから、2025年から私が言ってるのは2035年です。この10年間で相当の大きな世の中の変化がございますから、私も総務課長も副町長も語れないと思います。これはどうするかによって、多度津町の命運がかかっていると思いますので、次の質問からその質問に入っていきます。

次の質問に入らせて頂きます。2点目です。

将来的には、少子高齢化の原因で税収入の悪化などを懸念致しますが、どのように推察されておられるんですか、お伺い致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の将来的な税収入の推測についてのご質問に答弁をさせていただきます。

少子高齢化は本町だけの問題ではなく、国全体の問題です。将来的には本町を含む国全体におきましても生産年齢人口が減少することによって、人々の活動や人口を基にしている税収入は、少しずつ減少していく傾向であると考えております。

一方、法人住民税をはじめとする企業活動を基としている税収入につきましては、社会のニーズや企業の考え方などの複合的な要因があることから、予測することは難しいものの企業活動の活発化などにより企業の利益が増加すれば、それに伴い、法人住民税が増加する可能性があるほか、設備投資を積極的行った場合、償却資産が増えることで固定資産税の増加も期待することが出来るなど、本町の企業の動向を考慮しますと将来的には横ばいで推移すると考えております。今後も企業活動や町税収入の動向について注視していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させて頂きたいと思えます。

少子高齢化は本町だけの問題ではなく、国全体の問題ですとお答えになられたのは、まさにそのとおりでございます。

多度津町の人口の構成です。これをちょっと表で調べてまいりました。その前に参考資料がここにございまして、多度津町の人口ビジョン、2020年に政策観光課が令和2年の3月にこれを出しておりまして、内容はかなり、多度津町の人口の動態、ここに書いておるんですが、多度津町の現状として2030年では2万2,031名と、これ、社人研というところが、大体の係数を入れまして、多度津町の人口減少化率を入れまして、想定したのが2万2,031名です。

しかし結果は、先ほどご覧になったように2万1,995と大幅に狂っております。なぜ相違が出来たのか。政策観光課課長、ちょっとお答え願いたいと思えます。

政策観光課長（吉田 拓也）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町では、町内の人口の現状と将来の展望を提示する多度津町人口ビジョンを総合戦略と合わせて策定をしており、人口の推移に当たりましては、先ほど古川議員もおっしゃった国立社会保障人権問題研究所が、国勢調査の結果を基として策定している地域別将来推計人口を基礎データとしております。

この地域別推計人口につきましては、5年ごとに数値が公表されておりますので、人口ビジョンについても当該データの公表後、定期的な改定を行っております。現行の人口ビジョン、2020年に改定を行っているものについては、2025年の国勢調査の結

果を踏まえて基礎データとして予測をしているため、議員ご指摘のとおり、住民基本台帳登録人口や香川県人口移動調査の実績値とは、差が生じております。

現在、2020 年の国勢調査の結果を踏まえて、基礎データを基に改正作業を行っているところでございます。今後も日本全体の人口推計を踏まえながら、適切に人口ビジョンの改定を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

まず、再々質問をしたいと思います。

その前に私の調べた資料で、多度津町の人口増減についてですね。なぜ、多度津町の人口が、こういう数値になったかという根拠ですね。まずは、出生が 2015 年、10 年前には出生が 180 名ございまして、徐々に減っていきまして、現在は 2024 年で 90 名でございます。それに対しまして死亡ですね。300 という数字がずっと下がらずに、ずっと増えていく傾向にございます。要するに出生から死亡を引きますと 2015 年ではマイナス 122 名から、ずっとこの 10 年間の間で倍の数値の 236 名に増えております。

ですから、これで人口減少が進んで、また後で色々質問したいと思うんですが、この外国人の総人口等と対して、どれだけいるかということ 2015 年は 493 名で、総人口に対して約 2.08%でございます。

この 2024 年のその数値は、1,098 名で約 5 %、だんだん増えておりますから、外国人を総人口から引きますと、2015 年では 2 万 3,168 名から、この 10 年間で 2 万 897 名と非常に減少しております。

そこで再々質問なんですが、出生の数を見ると過去 10 年間の間で減少が進み、3 桁から 2 桁に減少し、死亡は 300 人を超えて、今後増加の一途を辿ります。現在は 230 人台ですが、あと 5 年から 10 年にかけて大幅減になり、2035 年の 10 年後には 400 人を超える時期がまいります。

そうする前の対策はどのようにお考えでしょうか。再々質問をよろしくお願い致します。

議長（小川 保）

古川 幸義 議員に申し上げます。通告の内容から少しずれた再質問ということで、執行部側としては再質問に答弁出来ない。答えを持ち合わせておりませんので、よろしくお願い致します。以上です。

議員（古川 幸義）

この人口減少していく中で、先ほどの労働生産年齢人口。これが大きく税収入に関わっていきますので、本町としては対策と今からどうやってすれば、若い人たちをこの多度津町に残ってもやるかっていうのが、将来の課題でございます。これは財政に大きく影響致しますので、今後の多度津町にとっては重要課題だと思っております。それでは、3 点目の質問に入らせて頂きます。

前回、将来負担率は 10 年後には 2 桁を目指すと言いましたが、その根拠等があれば、説明をお願い致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の 6 月定例会の答弁の根拠についてのご質問に答弁をさせていただきます。
先の 6 月定例会での古川議員の令和 4 年度将来負担比率の本町の受け止め方についての一般質問における答弁の再質問に対し、10 年後には将来負担比率で 2 桁を目指すような財政運営を行ってまいりたいと考えております。という風な答弁を致しました。

ここでは、2 桁を目指すような財政運営を行ってまいりたいと、将来負担比率の改善を目指していく上での表現の一つとして申し上げたものでございます。

将来負担比率の改善のために、今後もあらゆる歳入確保の研究や既存事業及び新規事業の精査等による歳出削減に努め、財政収支の均衡を図りたいと考えております。また、町の貯金、これは、いざという時の蓄えという意味での貯金でございますが、ある基金につきましても、財政調整基金だけでなく、特定目的基金につきましても積み増すことが必要だと考えております。さらに財政状況に係る指標は、財政力指数や経常収支比率など他自治体と比較出来る指標が複数あるため、一つの指標に一喜一憂することなく、多面的な角度から本町の財政的構造を分析することも必要だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁について、再質問したいと思います。

人口構成も社会の現状も同様であり、現状維持を保つのが非常に難しく、老朽化した施設の改修、午前中にも各議員から質問がございました。老朽化された物を改修するには、財源がなければ、その事業をすることが出来ない。財源確保ですが、やはり、町の人口構成ですね。やはり、生産年齢人口をいかに保つかというのがキーワードであると私は思います。

それで、今後、数値を健全化する上で、今後の社会情勢で大きな変化が想定されると思われます。特に 2035 年の世の中は、今まで 2015 年から 2025 年までかけて、変革、社会が大きく様変わりしてまいりました。2025 年から 2035 年、この 10 年は、これ以上の倍の速度で加速度的に変化をすると予測しております。

推察は非常に難しいことでありまして、分析・改善・取組が必要とされますので、町としては、どのように対峙していくのか。ちょっとご答弁を頂きたいと思います。

議長（小川 保）

古川 幸義 議員、再度、再質問の内容について、端的にご質問をお願い致します。

議員（古川 幸義）

要するに、この 10 年後の 2 桁を目指すということで先ほど答弁を頂きましたが、この 10 年間っていうことを考えますと、相当な社会情勢の変化がありますので、本町と

しては、どういう風に対峙していくかということ聞いております。

副町長（岡部 登）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

2桁を目指すという風に申し上げたつもりはありませんで、前回、6月議会の時にちょっと調べたんですけれども、香川県内の将来負担比率は、それぞれの市町で概ね2桁ばかりでした。ということで、10年後には多度津町もその仲間入りをしたいなということで申し上げただけでございますので、それが何か根拠を持って申し上げた訳ではございません。以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

恐らく、この将来負担比率の話をされているんだと思うんですけれども、この将来負担比率、いわゆる財政健全化判断比率、これをよくするために、今後、町としてはどのようにするのかというご質問だと認識しております。その答えとして、令和4年12月の段階で、本町の方では中期財政計画というのを作ってございます。

中期財政計画の目的としましては、令和4年度に大きく将来負担比率が上昇しましたので、これに対応するべく、中期的な財政収支の見通しを立てて、これを基に現在及び将来における課題を捉え、財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにするとともに本町の今後の収入見込みと財政需要を明らかにし、収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行に当たっての指針とすることを目的として作成するという形で、この中期財政計画というのを令和4年12月に作成しております。

これは令和5年度から令和9年度までの計画でございます。この令和5年度、昨年度ですけれども、この9月で決算認定を皆さんにお願いしている訳でございますけれども、その決算と、この中期財政計画の令和5年度の状況を見ますと実際の決算よりもこの計画の方がかなり辛く見積もってございます。ですので、今後どのように考えていくのかということになりますと、この中期財政計画、これを着実に守っていききたいという風に考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

中期財政計画の中で、先ほどの質問の中で人口構成の部分で人口ビジョン、深く私は関係していると思うんです。なぜかと申しますと再質問ではございません。私の意見でございますか、ちょっと聞いて頂きたいんですけど。

ちょっと表を映して頂きたいんですが、下から2段目に15歳から29歳の女性、男性は書いてないんですけど、この女性が本町に残って仕事をされるということは、非常に町にとっては活気があるということと私は判断しております。ですから、15歳から29歳のこの全体の人口の比率から見た6.5%が10年前にはありまして、今、若干減ってるんですけど6.2%、現在ですね。これを維持していくことが、非常にこの町にとっては大事だと思っております。財政を語るには、この人口構成が語らないと根拠が

ここに私はあると思います。

だから、先ほど議長は関連がないとおっしゃいましたが、財政の個々の計画は、この人口構成に私はあるんじゃないかと強く思っております。

これを議会と行政が両軸で考えていかないと、今後、多度津町の将来は衰退していくか、それとも現状維持で頑張っていくのか、それともそれ以上の水準よりも上へ上がっていくのか。将来が変わっていくと思いますので、この人口構成は非常に大事かと思ひまして、お互いに良く研鑽して、分析して今後の課題としたいと思ひます。

それでは、関連して4点目の他県市町では、企業誘致を重点項目として取り組んでおります。本町では、どのようなお考えでしょうか。また、現在、取り組んでおられる事案などあれば、お伺い致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の本町での企業誘致の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、企業立地の促進を地域経済・地域産業の活性化のための重要な施策の一つとして、「第7次総合計画」の令和6年度から令和9年度までの前期計画に主な取組として位置付けています。

具体的には、本町の企業立地及び誘致を促進するため、平成29年度から多度津町企業立地促進条例に基づく助成制度を設けています。

この助成制度は、町内に工場等の施設を新設する企業に対して、土地を除く投下固定資産額1億円以上、及び町内の新規常用雇用者数5人以上といった要件を満たせば、新たな施設に対して賦課された固定資産税相当額を3年間交付しています。

これまで5社の企業を指定し、今年度はうち2社に対し、固定資産税相当額を助成金として交付する予定でございます。

県及び県内の周辺市町も同様の助成制度を設けており、条件を緩和する等、企業誘致や企業留置に力を入れております。

本町と致しましても固定資産税をはじめとする税収の確保と町内雇用確保のためにも新規企業の誘致だけでなく、町内企業の留置にも力を入れる必要があることから、引き続き、多度津商工会議所、町内金融機関とも連携を密にし、企業ニーズの把握と情報発信に努め、きめ細やかな企業支援を通じて、魅力ある企業立地環境の整備を進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問を是非、町長にお伺いしたいと思ひます。

企業誘致についてで、今の脚光を浴びているのが、熊本市でございます。熊本市は、台湾のTSMCの進出を受けて半導体の関連産業の設備投資意欲が高まり、企業立地が進んで、雇用とか経済循環などが大幅に改善されております。

やはり、そういう企業が進出すると現在ある既存の企業もその下請とか、そういう風な関連がありまして、非常に先ほど副町長が申されましたように、既存の企業も非常

に力を持ってくると。非常にこれは大事なことです。それに伴って生産人口の中の16歳から先ほど申しました30歳の若い人たちの雇用が進んで、地域の定着率を大幅に上げることになるかと思います。また、今後の人口減少や財政支出の改善など、将来においては、必須の課題であると考えております。是非、全庁を挙げて課題とするべきですが、いかがお考えでしょうか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、おっしゃったような熊本の半導体の大きな台湾の工場とか、例えばトヨタの名古屋の近辺の都市。そういうところと多度津町のような町とは少し違うんじゃないかなと思っております。

それで、じゃあどうすればいいのか、税収を増やすために。名古屋の方は地方交付税なしでもやっていけるというような町です。それと多度津町とは違いますけども、それをじゃあどういう風にして持っていくのか。というのは、やはり、企業誘致をやっていく場合におきましても、その町の現状とか環境、そういうものにも影響してくると思いますので、今、私どもが国とかそういう方針の中じゃなくて、私どもが本当に努力しても、なかなかT S M Cでしたかね。半導体の工場は、なかなか誘致は難しいと思います。

今、申し上げましたトヨタのような、そういう都市を造るっていうことは、なかなか難しいんじゃないか。だけど私どもの先人が、これは信濃町長の時ですけども、港に企業誘致をして頂いて、今、60数社の企業が入って来ています。

そこから頂く税収というのは、大変安定しておりまして、これがあるから、以前に夕張みたいになるって言った。私の町長の時じゃないんですけども。たくさんの借金をして、それで財政が悪化した。夕張みたいになるって言った時も、それは絶対に財政構造が違う。その根拠っていうのは、今の臨海工業団地を持っている。それがあるということ。それは、企業誘致。私どもも今、その企業誘致をして頂いたおかげで、安定した税収を頂いている。それは、大変貴重なことだし、また、先ほど申しましたように夕張が破綻した時に、多度津町だって夕張と同じ位の、夕張よりか多かったかも分かりません。借金をしている。だから夕張みたいになるって言われた時に、多度津は先ほど言いましたように財政構造が全く違う。だから多度津町は夕張みたいにはならないということは、常にずっと申し上げておりました。その根拠は、臨海工業団地で安定した財源です。これも企業誘致です。そのために私どもも、これからも今の臨海工業団地は、今もう満杯というのか全部もう入っておりますので、これを何とか維持し、また、増やしていかなければいけない。それが、企業誘致を行っていく上での私どもの務めじゃないかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問で、トップの方が将来的なものをどういう風にお考えになられとる

かつていうのは、非常に重要なことで。先ほど熊本市のことを申し上げましたが、日本の国内で大きく産業が様変わりしております。

例えば、一つの事例を挙げますと今、バッテリーとか電池はリン酸鉄の電池であったり、それから固体ではなく、半溶解の電池、リチウム電池ですね。これが日本の企業はマクセルですが、固体電池ですね。これを日本で開発しております。これは画期的な電池でありまして、これが世界を変えていったり、日本の電池が携帯電話とかパソコン等も全部変えていくんじゃないかと思っております。

それから、もう一つは、今の太陽光パネルが出ております。これは、ほとんどが中国製のものが多いんですが、日本国内でペブロスカイトという太陽電池で、これはフィルムで場所を選びません。自分の家の天井、それから窓ガラスにも付けてそこから発電するという形で、この5年から10年かけて、大きく様変わりして日本の国内で生産して、日本の国内で需要を起こして海外に輸出をする。これは画期的なことです。これはフィルムですから、本町と丸亀にはフィルム企業もあって誘致の際には可能性が非常にある事業でございます。是非、こういう風な情報に常にアンテナを張って。多度津町は港を持っておりますし、他の市町と比べまして、かなり有利なところがございます。また、マイナスの面はございますが、その有利なところを利用しながら、どんどん、その点を積極的に行って頂きたいと非常に思っております。

これは議会の希望でもありますし、行政の希望であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の5点目の最後の質問でございます。

循環道路の整備は誘致する上で重要であると思われます。特に町道277号線は現事業として、早期に推進していくべきと思われますが、お伺いします。答弁の方、よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の循環道路の町道277号線、早期整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の都市計画道路であります町道277号線、堀江・丸亀線については、県道丸亀・詫間・豊浜線さぬき浜街道と県道多度津・丸亀線を繋ぐ市街地幹線道路であります。町道277号線については、広域幹線道路である「さぬき浜街道」に接続することにより、広域的な連携が図れ、人、物の流れが大きく変わり町の活性化に繋がることや南海トラフ大地震など大規模災害時の緊急輸送路としての役割などがあり、整備済区間については、供用開始以降は大小商業施設をはじめ、企業、住宅などの立地が進んでいることから、企業誘致においても本町にとって重要路線であると考えております。また、本路線は本年6月に県が公表した「地域間連携の強化」「交通・物流拠点へのアクセス向上」「高速道路インターチェンジからの圏域拡大」「平常時・災害時でのネットワークの強化」の4つを整備目標として策定した「香川県幹線道路ネットワー

ク整備長期ビジョン(案)」のネットワークの一つである中讃西部南北軸に当たるものと考えられることから、今後も町道277号線の早期整備に向け、引き続き、県道としての道路整備を要望していきたいと考えておりますので、先ほど古川議員のおっしゃった県議とともに、この情報も県議の方から聞いて、そして、今までもこの多度津町としての計画道路はずっと外していませんでしたので、そして、これはどうしても実現していきたい。それは古川議員の強い希望・願望でもあると思っておりますので、そういう意味では、古川議員の望みも私どもも、また、県議の望みも全く同じになりますので、これから、この実現に向けて努力していこうと考えております。どうか、ご理解のほどお願いして、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問したいんですが、時間があと7分しかございません。

建設課長にお願いしたいんですが、都市計画マスタープランとの整合性と、そして、創り出す循環による活性っていうことで循環道路は絶対に必要でございます。

誘致の場合にも循環道路があるかないとでは、全然条件が違ってまいります。

最後に一つ、写真を見て頂きたいんですが、これはビッグの方から直進して北側にある、ちょうど277号線のこれから線路へ向かうところでございます。ここには、大型車両進入禁止、また、計画道路の中にある、この住居。ご覧になって分かるように、もう廃墟となっております。

この持ち主は、計画道路になっておりますから約30年位、増築とか改築も出来ず下水道を引くことも出来ません。そういうために規制がかかっておりますので、この住民にとっては早く白黒つけて、ここは循環道路として、そういう整備されることを強く望んでいるとともに、この周りの人は県外から来た人は、まっすぐ直進していいんでしょうか。この道が真っすぐあるのが当たり前やないかなと思って、間違っってこの侵入道路に入ってしまう方が大変多いそうです。

このことを考えますと、やはり多度津町の将来は先ほど言いましたように、財政は人口構成に必ず影響します。ここが大事ですから、やはりこういうところを整備しながら、企業誘致を重ねながら、この人口構成を若返りさせていきたいと、このように思いますので。その辺を議会と行政とともに車で言えば両輪でございます。お互いに非難するとかそういうものでないのが地方行政でございます。お互いに高めていくっていうのが地方行政の在り方であり、議会の在り方だと私は思っております。

時間がもうございませんので、10番、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。

どうも有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

本日の日程は、全て終了致しました。

これにて、散会を致します。

次回は、明日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願いします。

長時間、お疲れ様でした。

閉会 午後4時12分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 6 年 9 月 11 日
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記